

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	83 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	54 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年6月まで
② 昭和61年10月から62年6月まで

私は、昭和52年に国民年金に任意加入して定期的に保険料を納付し、その後、第3号被保険者の手続を行ったので、未納期間は無いと思っていた。その後、市役所から、未納期間があると年金がもらえなくなるので保険料を納付するようという内容の通知を受けた。

私は、不審に思い市役所に問い合わせたところ、未納期間があるとの回答だったので、同市役所へ出向き未納期間の保険料を納付した。

保険料を納付した際、市職員からパソコン画面を提示され、未納は無くなったと言われたことを覚えている。

申立期間の保険料は納付しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和52年に国民年金に任意加入した後、申立期間①及び②を除き未納期間は無い。

また、申立人に係る社会保険庁の国民年金資格の記録をみると、昭和63年10月25日付けで、夫の厚生年金保険被保険者期間と合致するように、申立人の第3号被保険者への資格変更年月日が61年4月1日から62年7月1日に訂正され、この手続に伴い申立期間①及び②を含む61年4月から62年6月までの期間が、第3号被保険者期間から未納期間へ変更されたことが確認できる。

この訂正に伴い、未納となった期間のうち、過年度納付が可能な申立期間①と②の間の昭和61年7月から同年9月までの期間の保険料が、この訂正手続

き直後で、かつ、過年度納付が可能な最終月の 63 年 10 月 29 日に過年度納付されていることが確認でき、申立人は、新たに生じた未納期間に対しても納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、その直後の昭和 63 年 10 月 31 日付けで納付書が発行されたことが社会保険庁の記録で確認できるところ、この時発行された納付書は、上述の資格記録の訂正及び納付記録から申立期間②の保険料の過年度納付書であったものと推認され、新たに生じた未納期間に対しても納付意識が高かった申立人が、この期間の保険料も過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、上述のとおり、昭和 63 年 10 月に資格変更年月日の訂正により、申立期間②と同様に未納となったことが確認できる。

しかし、この訂正の時点において、申立期間①の保険料は、現年度納付できず、制度上、時効により納付することもできない。

また、申立人が、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの期間、48年4月から49年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和40年ごろに国民年金に加入し、43年ごろにA市へ転居した後は、自宅近くの市役所出張所で納付書により国民年金保険料を納付していた（申立期間①、②及び③）。

その後、B市へ転居したが、そのころの保険料は、金融機関で納付書を使用して納付していたと思う（申立期間④）。

自分としては未納無く納付してきたつもりであるにもかかわらず、申立期間①、②、③及び④が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は4か月、申立期間②は12か月、申立期間③は3か月及び申立期間④は3か月とそれぞれ比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和42年に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無く、厚生年金保険との切替手続もほぼ遅滞無く行っている上、国民年金加入時に納付可能な期間の保険料を過年度納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間①について、申立人は、昭和46年11月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年12月に国民年金の被保険者資格を再取得しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の住所変更欄に、同市内において転居したこと

が47年4月18日付けで記録されており、そのころに申立人が市役所において国民年金の手続を行ったものと推認される。申立期間①の保険料の納付期限は同年4月末であり、手続が行われた時点において当該保険料の現年度納付は可能であり、納付意識の高い申立人が、申立期間①の保険料を納付したと考えるのが自然である。

申立期間②及び③については、それぞれ前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人は、当時、住所及び仕事の変更などの生活状況に大きな変化が無かったとしており、この期間の保険料も納付をしていたと考えるのが自然である。

申立期間④について、申立人は、昭和52年11月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年12月に国民年金の被保険者資格を再取得しているところ、申立期間④直前の同年12月の保険料は納付済みであり、申立人の納付意識の高さからすると、再取得後1か月のみ保険料を納付して、その後の期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間④直後の昭和53年4月から55年3月までの保険料について、当初未納とされていたが、平成20年11月26日付けで特殊台帳の納付記録から、納付済みに記録訂正されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から49年1月まで
② 昭和49年3月

時期は定かでないが、父が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。加入手続後、父が亡くなった昭和46年*月ごろまでは、母が私の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと思うが詳細は分からない。

それ以降は、私が自分で自宅に来る集金人にざら半紙のような納付書で保険料を納付し、納付時に領収書をもらい保管していたことを覚えている。

昭和49年ごろ、集金人から国民年金手帳をもらい、その際に、「今まで納付した分は年金手帳に記録されているから、領収書は処分してもいい。」と言われた。

申立期間①及び②について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る国民年金の加入手続は、その前後に国民年金手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、申立期間②直前の昭和49年1月下旬から同年2月上旬ごろまでに行われたものと推定されるところ、同年2月の国民年金保険料は、現年度納付されており、申立期間②直後の同年4月から60歳到達月までの保険料も完納されている。

また、申立期間②は1か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間②の前後に仕事及び住所の変更などの生活状況に変化は無かったとしており、国民年金加入直後の申立期間②の保険料は、納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、国民年金への加入時期は分からないが、父が加入手続を行い、申立期間①のうち、昭和42年11月ごろから46年7月ごろまでの期間の申立人の保険料は母が、それ以降の保険料は申立人自身が、それぞれ自宅に来る集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、早くても昭和49年1月ごろと推認されるところ、この手帳記号番号を使用して、申立期間①のうち、大部分の期間の保険料は、現年度納付できず、そのうち大半の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、上述のとおり申立期間①の大部分の期間は過年度保険料となり、基本的には現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない上、A市では、国民年金制度当時から昭和50年3月までの間の保険料の収納は印紙検認方式のみであり、納付書による収納が開始されたのは、その後であるとしており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、昭和46年7月以前の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の父及び保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、同期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和49年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から43年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和43年ごろに、夫が集金人に依頼して行ってくれた。

国民年金に加入後、しばらく経った昭和46年ごろ、集金人から、「今なら、特例納付により過去にさかのぼって国民年金保険料をすべて納付することができる。」と聞いたので、夫が夫婦二人分の過去の未納分の国民年金保険料をすべてさかのぼって集金人に納付した（申立期間①）。

夫が保険料をさかのぼって納付したのはこの一回だけであったと聞いている。

昭和57年1月から同年3月までの期間については、夫が夫婦二人分の保険料を納付しており、夫は納付済みとなっているが、私の保険料だけ未納とされている（申立期間②）。

申立期間①及び②の保険料は、夫が夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納付しているはずなので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間②を除き、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年度以降、60歳到達月までの国民年金保険料に未納は無い。

また、申立人は、申立期間②前後に住所及び職業などの生活状況に変化は無かったとしているところ、申立人夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間②及びその前後の期間の保険料は納付済みであり、申立

人の申立期間②の保険料も同様に納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、国民年金加入後、しばらく経った昭和 46 年ごろ、集金人から、特例納付により過去の未納期間の国民年金保険料をすべてさかのぼって納付できると聞き、夫が夫婦二人分の保険料をさかのぼって集金人に納付したと申し立てている。

しかし、申立期間①については、夫婦二人分の未納期間の保険料を一緒にさかのぼって納付したとする申立人の夫も未納である上、A市では、当時、集金人が過年度納付及び特例納付に係る国民年金保険料を収納することは無かったとしており、集金人に申立期間①の夫婦二人分の保険料を特例納付したとする申立人の夫の陳述と符合しない。

また、申立期間①の夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間①の保険料を特例納付した際の納付金額についての記憶は無く、申立期間①の保険料の納付方法などについての陳述が変遷するなど、申立人の夫の申立期間①当時の保険料納付などに関する記憶は定かでない。

さらに、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が申立期間①の保険料を特例納付したことを示す事跡^{しせき}は見当たらない。

加えて、申立人の夫が、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、申立期間②の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私は、昭和51年9月ごろに、A市役所で国民年金に加入した。

その後、昭和51年10月ごろにB市へ転居したが、転居後も国民年金保険料は納付書で金融機関に納付していたと思う。

未納期間無くずっと保険料を納付してきたつもりなのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、60歳到達月まで未納は無く、国民年金資格の変更手続及び住所変更手続も遅滞無く行っている上、高齢任意加入を行うなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は6か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間前後の保険料を現年度納付している上、申立期間当時、住所及び夫の職業などの生活状況に変化は無かったと陳述しており、納付意識が高かったと考えられる申立人は、申立期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年12月まで

私の国民年金は、昭和38年ごろに両親がA市役所で加入手続をしてくれ、結婚した42年3月ごろまでの保険料は両親が納めてくれていた。両親は他界したので詳細は不明だが、申立期間の保険料だけが未納とされていることは理解できない。保険料の納付に関する資料は残っていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料も納付してくれたと申し立てている。

そこで、社会保険庁の記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年3月8日に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、両親が納付していたとする保険料は、手帳記号番号が払い出された翌月の同年4月から申立人が結婚した42年3月までが、申立期間を除き納付済みの記録となっていることが確認できることから、両親が加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の陳述に不自然さはみられない。

また、申立期間当時、A市では集金人による印紙検認方式であり、申立期間の直後に当たる昭和42年1月から同年3月までの保険料が納付済みとなっていることから、保険料が未納であれば集金人が年金手帳を見て気付くと考えるのが自然である。

さらに、当初、申立期間直前の昭和39年5月から同年9月までの保険料が未納の記録となっていたところ、A市の被保険者名簿の記録に基づき納付済みに訂正されていることから、これに近接する申立期間についても、記録の誤り

があった可能性も否定できない。

加えて、申立期間は 21 か月と比較的短期間であり、その前後は保険料を納付している上、生活状況に大きな変化があったとはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

私は、国民年金に加入してから昭和50年3月までの期間はA市の集金人に保険料を未納無く納付し、国民年金手帳に検認してもらっていた。その後、同年4月から自治会の集金に切り替わったが、同年4月から同年9月までの期間は納付済みの記録になっているのに、同年10月から51年3月までの6か月が夫婦共に未納になっている。しかし、当時、生活に変化は無く、6か月も留守にして、保険料を納付できないことは無かった。

また、当時向かいの家には兄夫婦が住んでおり、自治会も同じであったが、同じ集金人に同じ様に保険料を納付していて、兄夫婦は納付済みの記録になっている。私達夫婦の上記申立期間の記録が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和49年度までは集金人の手帳検認による保険料を納付していたが、申立期間にかかる50年度から自治会による集金に切り替わり、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、この点に関し、申立人の近隣に住んでいた自治会役員に当時の状況を聞き取りしたところ、昭和50年度からは集金人制度に変更があり、自治会が国民年金と国民健康保険の保険料を収納していたが、国民年金に関しては、自治会の負担が大きい為、この地域では同年度のみで集金を取り止めて、その後は国民健康保険料のみの集金であったとの証言及び資料の提出があり、申立人夫婦の陳述と符合する。

また、申立人夫婦は、昭和47年から申立期間を挟み平成に至るまでの確定

申告の為の経費一覧を記載した「メモ書き」を保管しており、その「メモ書き」には昭和 50 年度の国民年金保険料額と合致する金額が記載され、その紙質及び筆記具の記載に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、昭和 43 年 3 月に国民年金の加入手続きをし、42 年 4 月から 60 歳に到達する前月の平成 13 年*月までの期間、申立期間以外に保険料の未納は無く、申立期間は 6 か月と短期間である上、自治会が関与しているにもかかわらず、その間の保険料のみを納付しないことは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

私は、結婚後の昭和44年9月に国民年金に加入し、50年3月までの期間はA市の集金人に夫婦二人分の保険料を未納無く納付し、国民年金手帳に検認してもらっていた。その後、同年4月から自治会の集金に切り替わったが、同年4月から同年9月までの期間は納付済みの記録になっているのに、同年10月から51年3月までの6か月が夫婦共に未納になっている。しかし、当時生活に変化は無く、6か月も留守にして、保険料を納付できないことは無かった。

また、当時向かいの家には義兄夫婦が住んでおり、自治会も同じであったが、同じ集金人に同じ様に保険料を納付していて、義兄夫婦は納付済みの記録になっている。私達夫婦の上記申立期間の記録が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和49年度までは集金人の手帳検認による保険料を納付していたが、申立期間にかかる50年度から自治会による集金に切り替わり、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、この点に関し、申立人の近隣に住んでいた自治会役員に当時の状況を聞き取りしたところ、同年度からは集金人制度に変更があり、自治会が国民年金と国民健康保険の保険料を収納していたが、国民年金に関しては、自治会の負担が大きいため、この地域では同年度のみで集金を取り止めて、その後は国民健康保険料のみの集金であったとの証言及び資料の提出があり、申立人夫婦の陳述と符合する。

また、申立人夫婦は、昭和 47 年から申立期間を挟み平成に至るまでの確定申告の為の経費一覧を記載した「メモ書き」を保管しており、その「メモ書き」には昭和 50 年度の国民年金保険料額と合致する金額が記載され、その紙質及び筆記具の記載に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、昭和 44 年 9 月に国民年金の加入手続きをし、同年 4 月から 60 歳に到達する前月の平成 15 年*月までの期間、申立期間以外に保険料の未納は無く、申立期間は 6 か月と短期間である上、自治会が関与しているにもかかわらず、その間の保険料のみを納付しないことは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月まで

私は、親に勧められ A 市 B 区に住んでいるとき国民年金に加入し、納付を始めた。

いつごろだったか、納付した保険料の金額が足りないので納付期間を訂正したと連絡があった。すぐ、納付書をもらい足りなくなった期間の保険料を納付した記憶がある。いつも納付書の順番に気をつけて納付していたので、金額が足りなくて納付記録を訂正したと聞けば、足りなかった期間の保険料を納付してからでないと、次の期間の納付はしなかったと思う。

昭和 60 年ごろに、A 市 C 区役所に領収書を持って行き未納記録の記録訂正をしてもらったことがあるが、今回、申し立てた期間が未納になっていることの説明は無かった。市からも、社会保険事務所からも督促を受けた記憶は無く、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁から、納付した保険料の金額が足りないので納付期間の訂正をしたと連絡があり、すぐ足りなくなった期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、昭和 47 年 4 月に国民年金保険料の納付開始以降、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する領収証書から、申立期間を含む昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料 2 万 4,800 円を、同年 7 月 17 日に納付していることが確認できる。しかし、納付書に記載された保険料額は社会保険事務所の過誤に

より、正当な金額より1万円少ない金額となっており、納付期間を訂正したとの連絡を受けた申立人は、すぐ納付書をもらい、足りなくなった期間の保険料を納付したと陳述しており、その内容に不自然さはみられない。

さらに、D市の被保険者名簿を見ると、申立期間に続く昭和53年4月から同年9月までの保険料を同年7月25日に納付していることが確認でき、足りない期間の保険料を請求されれば納付することは可能であったと推定できる。

加えて、申立期間は4か月と短期間であり、申立人の納付意識の高さを考えると、納付期間の保険料が不足している連絡を受けたにもかかわらず、納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年11月まで

将来のことを考えて、昭和45年6月に夫婦一緒に国民年金に加入した。以後、定期的に夫婦二人分の保険料を納付書で納付した。しばらくして、夫について期間が不足するとして8か月の納付書がきたので、納付したことを覚えている。しかし、どの期間を納付したのか、今となっては分からない。年金記録を確認すると、夫婦一緒に夫婦二人分を納付した期間のうち、夫は22か月、私は30か月の未納と分かった。既に当時の資料等はないが、夫婦共に定期的に納付したはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月に国民年金に加入し、以後、夫婦二人分の保険料を定期的に納付書で納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、昭和47年11月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しがなされているとともに、直前の任意加入者の資格取得日は同年10月31日であることが、同払出簿及び社会保険庁の記録から確認できることから、同年11月ごろになされたものと推定できる。この場合、45年6月に加入したとする申立人の陳述とは符合しないほか、夫婦が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄が昭和47年度から作成されている状況と整合している。

また、加入手続時点において、申立期間のうち、昭和45年9月以前の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているとともに、同年10月以降の保険料について過年度納付は可能であったものの、その場合、定期的に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、一緒に夫婦二人分を納付したとする夫も、昭和 47 年 3 月以前は未納である。

加えて、夫の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 11 月までの 8 か月（後に現年度納付と重複した昭和 47 年 11 月分は還付。）の保険料を、49 年 12 月に過年度納付していることが確認できる。この点については、加入後に、夫についてのみ期間が 8 か月不足するとして、まとめて納付したとする申立人の陳述と符合しており、申立人については、遡及納付^{そきゅう}は行っていないと考えるのが自然である。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間（下記の昭和 47 年 11 月を除く。）の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間のうち、昭和 47 年 11 月について、申立人が所持する年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、保険料を納付したことを意味する検認印が押されており、行政側の事務的過誤は明らかである。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私が昭和45年に結婚して以来、国民年金の保険料は申立期間も含めて妻が夫婦二人分をまとめて納付していた。保険料は当初、年金手帳に印紙を貼付する方式で納付していたが、49年ごろから納付書によって金融機関で納付するようになった。そのため、申立期間について今では年金手帳で納付を証明することはできなくなった。しかし、納付の仕方は変わっても、いつの時期も保険料は欠かさず納付してきたつもりであり、昭和49年度途中の3か月だけ未納とされているのは理由がわからず、不自然に思われるので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年に結婚して以降の夫婦二人分の国民年金保険料は、妻が申立期間を含めて納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、厚生年金保険から国民年金への切替手続をそのつど適切に行っている上、国民年金加入期間136か月のうち、申立期間3か月を除く133か月については、現年度納付済みであることが申立人が所持する国民年金手帳、市の被保険者名簿及び社会保険庁の納付記録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間が未納であれば保存されるべき申立人に係る社会保険庁の特殊台帳は不存在であるほか、申立期間当時に転居、転職等がなされた形跡は見当たらず、生活状況に特段の変化は認められない。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立期間についても、ほかの納付済期間と同様に現年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私が昭和45年に結婚して以来、国民年金の保険料は申立期間も含めて私が夫婦二人分をまとめて納付していた。保険料は当初、年金手帳に印紙を貼付する方式で納付していたが、49年ごろから納付書によって金融機関で納付するようになった。そのため、申立期間について今では年金手帳で納付を証明することはできなくなった。しかし、納付の仕方は変わっても、いつの時期も保険料は欠かさず納付してきたつもりであり、昭和49年度途中の3か月だけ未納とされているのは理由がわからず、不自然に思われるので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年に結婚して以降の夫婦二人分の国民年金保険料は、自身で申立期間を含めて納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、昭和46年4月から申立人が第3号被保険者に適用される直前の61年3月までの、申立期間を挟む延べ180か月にわたって保険料は現年度納付済みであることが、申立人が所持する国民年金手帳、市の被保険者名簿及び社会保険庁の納付記録から確認できる。

また、納付済期間のうち、昭和54年11月以降は任意加入期間であることが社会保険庁の資格記録から確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時に転居、夫の転職等がなされた形跡は見当たらず、生活状況に特段の変化は認められない。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立期間についても、ほかの納付済期間と同様に現年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年10月から49年3月まで
② 昭和49年7月から50年6月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで

私は、夫が先に国民年金に加入していたので、私も結婚式を挙げた昭和39年10月に国民年金に加入した。当時、年金手帳のようなものは無かったが、私が3か月に一度、夫から必要なお金を預かり、区役所窓口で保険料を納付すると、小さな細長い証紙のようなものを領収書代わりに受領していたのを覚えている。その後、保険料を銀行から引き落とすようになり、夫が亡くなってからも、60歳まで保険料をすべて納付してきたのに、上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が先に国民年金に加入し、申立人自身は結婚式を挙げた昭和39年10月に加入したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、約10年後の49年3月に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間①のうち、48年3月以前の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所窓口において納付することができなかったものと考えられるほか、申立人は過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人が申立期間①のうち、昭和48年3月以前の保険料を区役所窓口で現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、別の手帳記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、同年3月以前のA市における国民年金保険料の徴収方法は、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人は、国民年金に加入したときに年金手帳のようなものは無かったとし、現在所持する昭和48年度以降の印紙検認記録欄（検認印は無い。）がある国民年金手帳以外に年金手帳を見たことが無いと陳述している。

さらに、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間①及び②は同様に未納となっているほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立人は、申立期間②直後の昭和50年7月以降、申立人の夫が亡くなる直前の51年9月までの保険料を完納し、その後においても、60歳期間満了までの約27年間、申立期間③の3か月を除き、保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、50年7月以降において、申立人が、3か月と短期間である申立期間③の保険料だけを納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年9月まで

私は、退職後、自営業を始めると同時に国民年金に加入した。加入当初は、私は自分の保険料を金融機関で納付し、妻は妻自身の保険料を区役所で納付していたが、申立期間当時は、会社設立準備のため忙しくなり、私の保険料を妻に依頼して、妻が夫婦二人分の保険料を区役所で一緒に納付してくれていたことをはっきり覚えている。妻には未納が無いのに、私だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が国民年金に加入した当初は、夫婦それぞれが別に保険料を納付していたが、申立期間当時においては、会社設立準備のため忙しく、申立人の保険料を申立人の妻に依頼し、妻が区役所で夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てており、当時の事情について、申立人及びその妻に聴取したところ、夫婦が別に保険料を納付していた事情及び妻が申立期間当時、夫婦二人分の保険料を納付する際の状況等について、詳細かつ明瞭に陳述し、その内容に特段不自然な点はうかがえない。

また、申立期間は6か月と短期間である上、当時、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の申立期間は納付済みであり、申立人の妻が記憶する当時の納付金額も、実際の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、保険料をすべて納付し、申立人の妻も、20歳以降、第3号被保険者となる昭和61年4月前の期間において保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から49年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

私は、20歳になった直後に区役所で国民年金の加入手続を行い、グレー色の国民年金手帳を受け取った。それ以降、3か月に一度、自宅に送付されてくる納付書と年金手帳を区役所に持参し、窓口で保険料を納付すると、それぞれに領収印を押してもらった。年金手帳が古くなったのか、昭和48年6月に結婚したのがきっかけであったのか、どちらかはっきりしないが、同年ごろに区役所で新しい年金手帳を発行してもらった。

私は、現在、新しい年金手帳しか所持していないが、そこに押されている「統合済」のゴム印は、最初の年金手帳を統合したために押されたものではないかと思っている。

また、私は国民年金に加入してからも何度か転居しているが、その都度、役所に出向いて、転入手続とともに国民年金の住所変更手続きを行い、新しい住所地に納付書を送付してもらって保険料を納付してきたのに、上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった直後に国民年金に加入して以降は、3か月に一度、自宅に送付されてくる納付書と年金手帳を持参して、区役所窓口で保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和49年3月11日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間①のうち、48年3月以前の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料の収納しか取り

扱わない区役所窓口において、納付することができなかつたものと考えられる上、同年3月以前におけるA市の国民年金保険料の徴収方法は、申立人の記憶する納付書方式ではなく、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったが、申立人は、印紙についての記憶はあまり無いと陳述している。

また、申立人の納付記録をみると、加入手続きが行われたとみられる時期の直後である昭和49年4月から現年度納付していることが確認できることから、申立人は、このころから納付書による国民年金保険料の納付を開始したものとみるのが自然である。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人が所持している国民年金手帳の手帳記号番号欄にある「統合済」のゴム印については、基礎年金番号が導入された平成9年1月時点において、申立人が加入していた厚生年金保険の記号番号を申立人の基礎年金番号に設定されたことに伴い、これに当該国民年金手帳の記号番号を統合したことにより、押されたものと考えられる。

一方、申立期間②について、申立人は、保険料の納付が始まる昭和49年4月以降、厚生年金保険に加入する直前の59年9月までの約10年間において、申立人が転居を数回行っているが、申立期間②を除き、保険料をすべて現年度納付していることから、転居の都度、住所変更手続きを行い、新しい住所地で保険料を納付してきたとする申立内容を裏付けるとともに、この間における申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②は6か月と短期間である上、前後の期間は納付済みであることなどを踏まえると、申立期間②の保険料については、納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

私は、会社を退職して、夫婦二人で国民年金に加入して以来、納付書が送られてくる都度、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の納付書は、なぜか遅れて届き、妻がすぐに区役所へ行き納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和44年10月以降、厚生年金保険に加入する直前の平成13年4月までの国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、申立人の妻も、申立期間を除き、保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、夫婦連番で昭和46年6月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、過年度保険料であった同年3月以前の保険料を、夫婦共にそれぞれ会社を退職した資格取得日までさかのぼって納付していることから、申立人夫婦の納付意識の高さとともに未納解消の努力がうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、その前後を通じて、住所等の変更は無く、仕事も順調で生活状況も安定していたと陳述していることなどを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

私は、会社を退職して、夫婦二人で国民年金に加入して以来、納付書が送られてくる都度、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の納付書は、なぜか遅れて届き、私がすぐに区役所へ行き納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和45年3月以降、第3号被保険者となる直前の平成13年4月までの国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、申立人の夫も、申立期間を除き、保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、夫婦連番で昭和46年6月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、過年度保険料であった同年3月以前の保険料を、夫婦共にそれぞれ会社を退職した資格取得日までさかのぼって納付していることから、申立人夫婦の納付意識の高さとともに未納解消の努力がうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、その前後を通じて、住所等の変更は無く、仕事も順調で生活状況も安定していたと陳述していることなどを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年11月まで
亡くなった母が年金について熱心だったので、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。
また、自分も金融機関に行き、納付したような記憶もあるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年9月18日に夫婦連番で払い出されており、申立人の母は、申立人とその夫の加入手続を一緒に行ったと考えられるところ、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、同年4月から同年11月までの国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人の夫の納付記録をみると、申立期間のうち、夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けた当初の昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については納付済みとなっている。

これらのことから、納付の意思をもって申立人及びその夫の国民年金加入手続を一緒に行ったとされる申立人の母が、6か月と短期間である当該期間の国民年金保険料について、申立人の夫の保険料は納付しながら、実の娘である申立人の保険料について未納のまま放置したとは考え難い。

一方、上記以外の期間については、申立人の夫の納付記録も未納となっている上、国民年金手帳記号番号払出時点からみて、昭和36年4月から同年12

月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、また、37年1月から39年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人は、金融機関で納付した記憶があると申し立てているが、当時の国民年金保険料の収納方法は国民年金手帳への印紙検認方式であり、制度と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に関与したとする母は既に他界しており、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成9年4月から同年12月までは53万円、10年1月から同年6月までは36万円、同年7月から同年10月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年11月21日まで

社会保険事務所から、「平成9年4月1日から10年11月21日までの期間の標準報酬月額が低すぎるのではないか。」との問い合わせを受けた。

社会保険庁の記録によると、私の知らない間に、当該期間の標準報酬月額が引き下げられ、当初36万円から53万円あったものが、引下げ後は、18万円から26万円とされている。当時は自宅のローンだけで月に約10万円支払っており、そのような低い給与では生活できない。また、当時、A社で取締役をしていたが、同社から標準報酬月額を引き下げるについて説明はなかった。

既に年数も経過しているので、給与明細書等、当時の標準報酬月額を証明する資料は残っていないが、調査の上、実際の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成9年4月から同年12月までは53万円、10年1月から同年6月までは36万円、同年7月から同年10月までは41万円と記録されていたところ、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年11月21日から約6か月後の11年5月19日付けで、9年4月から10年3月までは26万円に、同年4月から同年10月までは18万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、同僚9人についても、申立人と同日に標準報酬月額の変及訂正が行われていることが確認できることに加え、連絡のとれた同僚は、当該事実について何も知らなかった旨陳述している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人に係る変及訂正は、過去の定時決定（平成9年10月1日及び10年10月1日。）及び随時改定（平成10年1月1日及び同年7月1日。）を超えて行われており、このうち2回の随時改定については、変及訂正により取り消され、新たに別途2回（平成9年4月1日及び10年4月1日。）の随時改定が追加される等不自然な処理が認められる。

加えて、社会保険事務所から提出されたA社に係る不納欠損決議書によると、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できる（A社が適用事業所で無くなった日は、平成11年6月30日。）。

このほか、申立期間当時の申立人に係る標準報酬月額が、変及訂正後の金額であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成7年5月25日から10年11月20日（退職日）まで同社の取締役役に就任していたことが確認できる。ところが、当時の代表取締役から、「申立人は営業を管掌する取締役で、社会保険事務には関わっていなかった。」旨陳述が得られたほか、社会保険事務所から提出された、「債権みなし消滅の経過及び消滅に至った事由経過一覧表」において会社側の関係者として申立人の名前は見当たらない。

以上の事実を総合的に判断すると、平成11年5月19日付けで行われた変及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、9年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年4月から同年12月までは53万円、10年1月から同年6月までは36万円、同年7月から同年10月までは41万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から 36 年 6 月 18 日まで
② 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 5 月 6 日まで
③ 昭和 37 年 6 月 1 日から同年 12 月 25 日まで
④ 昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 8 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、A社、B社、C社及びD社における加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。脱退手当金を請求した覚えは無い上、受給時期がD社を退職してから3年も経ってからのこと、及び支給の証拠となる脱退手当金裁定請求書等が残っていないことも納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所であるD社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年後の昭和42年8月28日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にあるE社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされず、未請求となっている。しかしながら、申立人は、勤務期間は3か月弱と短かったものの当該事業所の業務内容及び勤務当時の事情をよく覚えており、厚生年金保険被保険者期間と認識していたことを踏まえると、当該期間についての請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大阪厚生年金 事案 4620

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社の資格取得日が昭和36年12月1日であるとの回答があった。高校卒業後の32年ごろから同社に勤務しており、手元には資格取得日が「36年7月1日」と記載された厚生年金保険被保険者証もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

A社の同僚の陳述内容から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和36年7月1日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を所持している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に対し、上記被保険者証に記載されている被保険者台帳記号番号と同一の昭和36年7月1日を資格取得日とする記号番号が記載されているところ、当該取得日については同年12月1日へと訂正されている。

加えて、当該被保険者名簿及び当該払出簿の被保険者資格の取得訂正に

係る日付について、当該被保険者名簿には昭和 37 年 3 月 29 日とされている一方、当該払出簿においては同年 4 月 21 日と異なる日付が記載されており、社会保険事務所における申立期間当時の記録管理が適正に行われていなかったこともうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 32 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 36 年 12 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年11月25日、資格喪失日に係る記録を44年4月9日とし、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月25日から44年4月9日まで

私は、申立期間においてA社でB業務に従事していた。しかし、同じくB業務従事者であった妻とA社C支社のB業務に従事していた弟には厚生年金保険の記録があるのに、私の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の陳述により、申立人は申立期間において同社で同僚と共に交代でB業務に従事していたことが認められる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と一緒に勤務した弟及び妻には、入社日から退職日までの間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間当時、一緒に勤務していた同年齢の同僚及び同質のB業務に従事していた同僚には、いずれもA社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

加えて、申立期間当時の同僚で、後にA社の代表取締役役に就任した者からは、申立期間当時、社員はすべて厚生年金保険に加入させていたとの陳述が得られたほか、申立人及び同僚主張の当時の従業員数と、上記名簿で確認できる申立期間当時の被保険者数がほぼ一致していることから、同社では、当時社員についてはすべての者を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し同質の業務に従事していた同僚の昭和 43 年 11 月の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の代表取締役は既に亡くなっており、役員の所在も不明なため確認できないものの、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る資格取得届が提出された場合、その後に資格喪失届も提出されたと考えられるところ、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、社会保険事務所へ申立てどおりの資格の取得及び喪失届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から14年5月20日まで
私は、A社で勤務していたが、申立期間の給与は13万円であった。
社会保険事務所からの連絡で、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録が改ざんされたことを知った。
改ざん前の正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間については、13万4,000円と記録されていたことが確認できるところ、申立人が同社で被保険者資格を喪失した平成14年5月20日以降の同年7月23日付けで、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円に遡^{そきゅう}及して引き下げて訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社での被保険者は、申立人と事業主の2名であるが、事業主の標準報酬月額の記録も、申立人と同日付けで遡^{そきゅう}及して引き下げて訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から13万4,000円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成3年6月から同年9月までは50万円、同年10月から4年12月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年12月まで
社会保険事務所の職員から、申立期間の標準報酬月額が8万円になっている旨の説明を聞いたが、当時の給与額は50万円程度であった。
私は、申立期間当時、A社の役員ではあったが、実質的には一般従業員と変わらず、社会保険手続にも関与していない。
申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成3年6月から同年9月までは50万円、同年10月から4年12月までは53万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年1月31日、同日付けで申立人も被保険者資格を喪失。）の後の5年3月2日付けで、申立期間の標準報酬月額を8万円に^{そきゆう}遡及して引き下げて訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるものの、同社の元事務担当者及び複数の同僚は、「申立人は、A社では営業の担当であり社会保険手続には関与していなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年6月から同年9月までは50万円、同年10月から4年12月までは53万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年5月から同年7月までは44万円、同年8月から6年1月までは32万円、同年2月及び同年3月は26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から6年4月30日まで
社会保険事務所の職員から、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円になっている旨の説明を聞いた。

申立期間当時は、A社でB業務の仕事をしていて、社会保険の届出及び給与計算などは担当しておらず、自分の標準報酬月額が9万8,000円になっていることは全く知らなかった。当時受け取っていた給与に比べ標準報酬月額が低額とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成5年5月から同年7月までは44万円、同年8月から6年1月までは32万円、同年2月及び同年3月は26万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年10月15日）の後の同年12月9日付けで、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円に遡^{そきゅう}及して引き下げて訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成5年5月から同年7月までは44万円、同年8月から6年1月までは32万円、同年2月及び同年3月は26万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年2月5日）及び資格取得日（昭和39年2月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月5日から39年2月5日まで

平成8年の定年退職時に社会保険事務所で私の厚生年金保険の記録を照会したところ、A社勤務時の昭和38年2月5日から39年2月5日までの期間が未加入になっていることが分かった。その時も、調査を申し入れたがそのままになっていた。しかしながら、未加入とされている期間についても同社において途中で退職することもなく継続して勤務しており理解できない。当時の保険料納付を示す資料は持っていないが、保険料は給与から控除されていた。申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和35年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年2月5日に資格を喪失後、39年2月5日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が申立期間もA社に勤務していたことは、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚の陳述から推定できる。

また、申立期間当時のA社の専務取締役及び経理事務担当者は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたと思われると回答している。

さらに、B社（申立事業所の合併先事業所。）は、「当時の関係資料及び当時の従業員がいなかったため詳細は不明だが、申立人が申立期間を含め当社を退職する平成3年1月1日まで継続して勤務していたと思われる。また、申立期間の厚生年金保険料も申立人の給与から控除し納付していたと思われる。」と陳述

している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年1月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年2月から39年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年1月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年1月から同年7月までは1万8,000円、同年8月から同年12月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月25日から39年1月25日まで

私は、昭和34年7月13日にA社に就職し、同社B支店に転勤した後、39年1月25日に退職した。しかし、社会保険庁の記録では、38年1月25日に資格を喪失したとされていることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び昭和39年退職簿により、申立人が同社に34年7月13日に入社し、39年1月25日に退職したことが確認できる。

また、社会保険事務所が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和38年1月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年8月に標準報酬月額の随時改定が行われたことが認められる。これらの記録を前提とすると、申立人が同年1月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和39年1月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所の記録により、昭和38年1月から同年7月までは1万8,000円、同年8月から同年12月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年7月25日に、資格喪失日に係る記録を38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月25日から38年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間に同社で勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元役員及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期に申立人と同じA社B部に勤務し、その後、C社の設立に伴い、申立人と一緒に同社へ移籍した同僚は4人であるが、いずれも、申立期間は、A社において被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が陳述している申立期間当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、申立期間当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間にA社において被保険者資格を取得している申立人と同年代の元従業員に係る社会保険事務所の記

録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年7月から38年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA団体における資格取得日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から30年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、B校に在籍していた昭和29年7月1日からA団体にE職として任用され、厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A団体が保管する労働者名簿及び被保険者名簿から、申立人が、申立期間に同団体に勤務していたことが認められる。

また、当該被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、申立てどおり、昭和29年7月1日と記録されている。

さらに、A団体は、申立人について、「B校に在籍している期間は身分が保障されており、申立期間も保険料を控除していたものと思われる。」と陳述している。

加えて、B校では、「本人の身分を完全に保証するのは、C職、D職及びE職からである。」としているところ、同校が保管する記録によると、申立人は、昭和28年12月22日にC職、29年5月27日にD職、同年12月21日にE職を受けていることが確認できることから、申立人は、申立人が所属するA団体が適用事業所となった同年7月1日時点で厚生年金保険に加入していたもの

と考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA団体における昭和30年1月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとして判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）D工場における資格取得日に係る記録を昭和32年7月23日に訂正し、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月20日から同年6月1日まで
② 昭和32年7月23日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①については、昭和31年4月に同社に入社後、すぐに同社C工場に勤務しており、また、申立期間②については、同社C工場から同社D工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、同僚の陳述から判断すると、申立人が当該申立期間もA社に継続して勤務し（昭和32年7月23日に同社C工場から同社D工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、A社D工場は、昭和32年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、社会保険事務所の同社C工場及び同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に同年7月23日に同社C工場において被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同社D工場において被保険者資格を取得した者が申立人を含め6人確認できること及び同僚の陳述内容から、同社

D工場は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和32年9月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間においてA社D工場が適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、当該申立期間にA社C工場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した9人に照会したが、申立人が当該申立期間に同工場で勤務していたことを確認することができなかった。

また、B社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管していないほか、当時のA社C工場の経理担当者二人は、死亡又は所在不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日に、資格喪失日に係る記録を22年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和22年1月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和20年4月に入社後、平成元年3月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び同社事務担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間①及び②において同社に継続して勤務し(昭和21年4月1日に同社C支店から同社本店に異動、22年4月1日に同社本店から同社C支店に異動。)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和21年8月の社会保険事務所の記録から600円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社本店における同年12月の社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としており、これを確認できる関連資料及び周

辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和39年10月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、昭和39年3月から同年9月までの標準報酬月額については2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から22年4月25日まで
② 昭和25年10月14日から28年9月1日まで
③ 昭和39年3月25日から同年10月1日まで

私は、B社に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②、A社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

なお、申立期間③のA社は昭和39年3月ごろに経営不振となり、事業主も行方不明となったが、取引先が集まり、営業を続けることになった。多くの社員が退職する中、私が会社に残り、取引先から派遣されてきた人たち等と一緒に仕事を続けることになったが、うまくいかず、同年9月30日まで勤務して退職した。申立期間の給料支払明細書もあるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、給料支払明細書及び事業主の二男並びに同僚の陳述から、申立人がA社に勤務していたことが認められるものの、社会保険事務所の記録では、昭和39年3月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和39年3月25日に厚生年金保険の適用事業所では無くなった旨の処理がされているが、同日以降の同年10月10日付けで、申立人に係る被保険者資格の喪失日を同年3月25日に遡及訂正する手続が行われていることが確認できる。また、申立人以外の多数の被保険者についても適用事業所では無くなった日以降に、被保険者資格の喪失日

を遡^{そきゆう}及訂正する手続が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿及び従業員の陳述内容から、同社は、申立期間③当時も当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所では無くなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和39年3月25日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年10月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年6月分の給料支払明細書の保険料控除から、2万2,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、B社の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、上記名簿において、申立期間に加入記録があり、連絡先が分かった同僚に照会を行ったが、当該同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

申立期間②について、同僚の陳述から判断すると、申立人がC社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している昭和28年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、C社の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和22年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年9月から同年11月1日まで
② 昭和22年4月1日から同年12月1日まで
③ 昭和22年12月1日から23年11月1日まで
④ 昭和24年12月30日から25年3月まで

私は、昭和21年9月から22年12月1日までA社に勤務していたが、申立期間①及び②において厚生年金保険の未加入期間とされている。その後、B社に同年12月1日から25年3月まで勤務していたが、申立期間③及び④において厚生年金保険の未加入期間とされている。これらの期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、同僚の陳述から、申立人が申立期間のうち、昭和22年4月1日から同年12月1日までA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人を含む従業員4人について資格喪失日は昭和22年4月1日と記録されている一方で、標準報酬月額の変せん欄には資格喪失後の同年6月1日付けで標準報酬月額が随時改定された記録があり、その後取消訂正の形跡も見られないなど、不合理な記録となっており、社会保険庁における記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらのことから、当該事業所では、これら4人は、被保険者として在籍していたことを踏まえ、かかる標準報酬月額の変更届を行ったものと考えられ、

申立人について、昭和 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の記録に合理的理由は確認できず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の主張する同年 12 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 22 年 4 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社に係る同年 6 月の上記名簿の記録から、600 円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所は昭和 23 年 12 月 30 日に適用事業所で無くなっているほか、事業主は所在不明のため、保険料控除等について確認できない。

また、上記名簿から抽出調査し回答のあった同僚は、「自分は昭和 21 年 4 月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは申立人と同じ同年 11 月 1 日からである。」と陳述していることから、申立期間において A 社ではすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③及び④について、昭和 23 年 5 月ごろに入社し、同年 5 月 1 日から 25 年 3 月 1 日まで厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、「申立人は自分より後で退職した。」と陳述していることから、在職期間は特定できないものの申立人の申立期間④の在職は推認できる。

しかし、申立期間③において社会保険事務所が保管する B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 5 月 1 日であることから、申立期間③のうち、22 年 12 月から 23 年 4 月までの期間は適用事業所ではない。

加えて、B 社の申立期間当時の事業主は所在不明であるほか、所在が判明した同僚の調査結果においても申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間③及び④において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格取得日に係る記録を昭和48年7月3日に、資格喪失日に係る記録を49年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月3日から49年1月21日まで

私は、A社B部で、昭和46年7月6日から47年1月20日までの期間及び48年7月3日から49年1月20日までの期間において、2回パートタイマーとして勤務した。

しかし、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、最初に勤務した期間については厚生年金保険の加入記録が確認できたものの、2回目に勤務した申立期間の加入記録は確認できなかった。

A社B部には2回とも同じ雇用形態で勤務したにもかかわらず、2回目に勤務した申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人はA社B部に昭和48年7月3日から49年1月20日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時に当該事業所にパートタイマーとして勤務し、申立人と同種の業務に従事していた多数の同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認でき、これらの同僚の中には被保険者期間が5か月と短期間の者も含まれていることから、当該事業所においては、パートタイマーであっても厚生年金保険被保険者としての資格要件を具備する者については、資格取得手続を行っていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、最初にA社B部に勤務した際には、当該B部で資格を取得していることから、2回目の勤務である申立期間についても1回目と同様に社会保険への加入を希望し、加入したはずであると申し立てていることについては特段の不合理な点はうかがわれない。

加えて、A社本社は、「申立期間当時のことは不明であるが、現在は、従業員の意思に関係なくパートタイマーで資格要件を満たす者はすべて資格取得手続を行っている。」としているところ、申立期間当時の複数の同僚からは、「当時、パートタイマーの勤務時間、業務内容は全員同じようなものであった。パートタイマーであっても入社当初から社会保険には加入していた。」旨陳述が得られ、これらの者には、いずれも当該B部において資格を取得していることが確認できるほか、社会保険事務所が保管するA社B部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時において、本来、資格取得日の順で記録されるべきところ、さかのぼった日付けで資格取得手続が行われている被保険者が散見されることから、当時、当該B部の資格取得手続において何らかの事務的過誤が生じていた可能性がうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に資格を取得している同職種（パートタイマー）の同僚の標準報酬月額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年7月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和28年1月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月30日から28年1月7日まで
社会保険庁の記録では、昭和27年12月の1か月が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、A社の上司の指示により同社役員が設立したB社に移っただけであり、業務内容及び勤務形態の変更も無く、継続して両社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と共にA社からB社に移籍した同僚34人の厚生年金保険被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社及び同社関連会社のB社に継続して勤務し（昭和28年1月7日にA社からB社に移籍。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年11月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和32年3月6日に適用事業所では無くなっており、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、同年10月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月から56年5月31日まで
② 昭和58年7月26日から59年7月1日まで
③ 昭和59年10月から63年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、B事業所に勤務していた期間(申立期間①)及びC事業所に勤務していた期間(申立期間②)については記録が無く、また、A社に勤務していた期間のうち、昭和59年10月から63年12月までの期間(申立期間③)の加入記録が無いとの回答をもらった。給与明細書等はないが、これらの事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A社の「昭和59年11月度取締役会報告事項」の人事事項の記載から、申立人は、昭和59年10月31日まで同社で勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立人は昭和59年10月31日まで勤務していた。」としている上、事業主は、「昭和59年10月31日まで勤務しているのであれば、同年10月の保険料は通常控除されている。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月の厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、昭和 59 年 10 月に係る標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 9 月の社会保険事務所の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、昭和 59 年 11 月 1 日から 63 年 12 月までの期間については、上記のとおり、申立人の A 社における退社日は 59 年 10 月 31 日であることが確認でき、また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から 60 年 9 月 1 日に入社したことが確認できる従業員は、「私が入社した時には、申立人は既に A 社に勤務していなかった。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間③のうち、昭和 59 年 11 月 1 日から 63 年 12 月までの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間①については、申立人の妻は、申立人が昭和 53 年 8 月から 56 年 5 月 31 日まで、家族全員住み込みで B 事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B 事業所は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、D 社本社は、B 事業所について、「法人では無い小規模の個人組織であり、社会保険の適用事業所では無かったようである。」と回答しており、同事業所の事業主は、既に死亡しているため、申立人の B 事業所における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B 事業所は昭和 51 年 4 月 1 日に雇用保険の適用事業所となっているが、申立人の雇用保険の記録は見当たらない。

申立期間②については、C 事業所の当時の事業主が、「申立人を覚えている。事業所に住み込みで勤務してもらっていた。」と陳述しており、申立人が勤務していたことが認められる。

しかしながら、C 事業所は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、公共職業安定所において雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、C 事業所の当時の事業主は、「申立期間については、厚生年金保険には加入していなかった。給与から控除していたのは所得税だけである。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでの収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③の昭和 59 年 11 月 1 日から 63 年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成2年9月から6年1月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月8日であると認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立人の平成6年2月の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月1日から6年2月28日まで
② 平成6年2月28日から同年3月8日まで

私は、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が引き下げられていることを社会保険事務所の個別訪問調査によって知らされた。当時の給与明細書も保管しており、役員としての期間に同社で受け取っていた給与は約100万円だったので、標準報酬月額が9万8,000円となっていることに納得できない。調査の上、正しい標準報酬月額及び被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は53万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成6年2月28日以後の同年3月8日付けで2年9月1日に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は当初は役員ではなく、平成5年1月

からA社の役員に就任しているが、担当についてはB業務であったと陳述しており、当時、同社を顧問先としていた税理士事務所に勤務し、その後、A社のグループ企業に雇用された同僚も、「申立人は経理、総務の担当役員ではなかった。」と陳述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要と認められる。

申立期間②については、社会保険庁の記録において、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成6年2月28日以後の同年3月8日付けで、申立人に係る被保険者資格の喪失日を同年2月28日とする遡及訂正処理が行われていることが確認できる。また、申立人以外の多数の被保険者についても適用事業所に該当しなくなった日以降に、被保険者資格の喪失日を遡及訂正する手続が行われていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録及び申立人が保管していた給与明細書により、申立人は、上記の訂正処理が行われた平成6年3月8日以降も当該事業所に継続して勤務していることが確認できることから、少なくとも訂正処理日（平成6年3月8日）までは、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、同年2月の厚生年金保険料も訂正前の標準報酬月額に見合った額を控除されていることが確認できる。

このようにさかのぼって資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、勤務の実態があったと認められる訂正処理日の平成6年3月8日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る給与明細書の保険料控除額から53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日（昭和25年12月14日）及び資格取得日（昭和27年3月12日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月14日から27年3月12日まで

昭和25年6月にB事業所にC職で就職した。同年12月に勤務していた事務所が移転し、D市E区にあったF建物の事務所で勤務したが、社会保険事務所に年金加入期間について照会したところ、同年12月から27年3月までの厚生年金保険の加入記録が無い。

B事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、B事業所に労務を提供するA事業所において昭和25年6月23日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月14日に資格を喪失後、27年3月12日に同事業所において再度資格を取得しており、25年12月から27年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚の陳述内容から、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所でG職をしていた同僚は、「申立人は、事務所が移転する前から私の仕事のヘルパーとして常に同じチームで働いていた。申立人とは事務所が移転する際、一緒に異動した。」と陳述しており、申立人は、申立期間において業務内容等に変化が無かったものと考えられる。

さらに、B事業所で申立人と同じC職をしていた同僚は、「申立人とは事務

所が移転した際、同じチームになり、知り合った。私は申立人と同じ仕事をしていた。」と陳述している。

加えて、社会保険庁の記録では、上記の同僚二人の厚生年金保険の加入記録は、事務所が移転した前後の期間を通じて継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和25年11月及び27年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年12月から27年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

昭和36年4月ごろ、A市役所から国民年金に加入するよう勧められ、夫が同市B区役所で夫婦二人分の加入手続を行った。

加入後、夫婦のいずれかが、毎月集金人に申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その際、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた記憶はあるが、納付金額は覚えていない。

夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた記憶があるにもかかわらず、申立期間について、夫は納付済みとなっているが、私の分だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を申立人又はその夫が、毎月、集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年2月ごろにその夫と連番で払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人の夫に対しては、昭和38年ごろにA市で上述の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されており、申立人の夫の申立期間の保険料は、同手帳記号番号で納付されたことが確認できる。

さらに、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人又はその夫が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年6月までの期間、46年4月から48年12月までの期間及び60年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年6月まで
② 昭和46年4月から48年12月まで
③ 昭和60年6月から同年9月まで

結婚前の私の国民年金保険料は、母が納付してくれていたが、昭和42年3月に結婚した後は、私が、A市B区の自宅に定期的に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた（申立期間①及び②）。

申立期間②について、2年以上も保険料が未納とされていることは考えられず、私が所持する国民年金手帳の右側のページが割印の上、切り取られていることが納付した証拠であると思う。

私が会社勤めをしていた時に夫の国民年金保険料を昼休みに金融機関で納付していたことがあるので、私の申立期間③の保険料も同様に納付していたと思う。

申立期間①、②及び③について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和42年3月の結婚後、A市B区の自宅で、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月ごろに夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号を使用して、申立期間①の保険料は現年度納付できず、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできないことから、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の結婚前の保険料納付に使用されていた手帳記号番号は、上述の手帳記号番号とは別に、昭和39年ごろに申立人の実家があるC県で払い出された上、55年1月ごろに上述の手帳記号番号に統合されて取り消されたことが申立人に係る特殊台帳などで確認できるところ、当該手帳記号番号は統合

されるまでA市に住所変更がなされていなかったものと推認され、同手帳記号番号を使用して申立期間①の保険料は、A市では納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人に係る氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対してこれ以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

次に、申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付しており、申立人が所持する国民年金手帳の右側のページが割印の上、切り取られていることが納付したことを示すものであると申し立てている。

しかし、D市では、昭和48年度までの保険料収納は、印紙検認方式で行っていたとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳（昭和42年度から47年度までの検認印欄があるもの。）を見ると、申立期間②を含む46年度及び47年度の欄に検認印は押されていない。

また、市町村は制度上、印紙検認による保険料収納を行っていた当時、保険料が納付された場合、国民年金手帳の印紙検認台紙（右ページ）の当該納付月欄に国民年金印紙を貼付して検認印による印紙の消し込みを行うとともに、検認記録欄（左ページ）の当該納付月欄に検認印を押すが、年度経過後は保険料の納付が無くても印紙検認台紙欄を切り取って回収するという取扱いを行うこととされていたところ、D市においても、申立期間当時、国民年金保険料の収納に当たって、上述の取扱いを行っていたとしている。

さらに、申立期間②直後の昭和49年1月から50年3月までの保険料は、51年8月に過年度納付していることが確認できるところ、この時点において、申立期間②の保険料は時効により納付することはできない。

次に申立期間③について、申立人は、夫の保険料と一緒に自身の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金加入記録をみると、昭和55年9月に国民年金の資格を喪失し、平成4年6月ごろに国民年金に再加入している。再加入した同年6月に、当該未加入期間のうち、昭和60年6月から同年9月まで（申立期間③）の期間が、国民年金の被保険者期間（同期間の国民年金保険料は未納と記録。）に資格の記録が訂正されていることが確認できる。

上述のとおり、申立期間③当時、申立人は国民年金未加入期間であり、制度上、市町村から現年度納付書は送付されないため、保険料を現年度納付することはできず、また、資格の記録が訂正された時点においては、制度上、時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年12月まで

私が昭和42年3月に結婚したとき、妻がA市B区役所で私の国民年金の加入手続をしてくれ、加入後は、妻が自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。妻は集金人に保険料を納付しており、申立期間について、2年以上も保険料が未納とされていることは考えられず、私が所持する国民年金手帳の右側のページが割印の上、切り取られていることが納付した証拠であると思う。申立期間について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、妻が自宅に来る集金人に納付しており、申立人が所持する国民年金手帳の右側のページが割印の上、切り取られていることが納付したことを示すものであると申し立てている。

しかし、C市では、昭和48年度までの保険料収納は、印紙検認方式で行っていたとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳（昭和42年度から47年度までの検認印欄があるもの。）を見ると、申立期間を含む46年度及び47年度の欄に検認印は押されていない。

また、市町村は制度上、印紙検認による保険料収納を行っていた当時、保険料が納付された場合、国民年金手帳の印紙検認台紙（右ページ）の当該納付月欄に国民年金印紙を貼付して検認印による印紙の消し込みを行うとともに、検認記録欄（左ページ）の当該納付月欄に検認印を押す。年度経過後は保険料の納付が無くても印紙検認台紙欄を切り取って回収するという取扱いを行うこととされていたところ、C市においても、申立期間当時、国民年金保険料の収納に当たって、上述の取扱いを行っていたとしている。

さらに、申立期間直後の昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの保険料は、51 年 8 月に過年度納付していることが確認できるところ、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料は未納である。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、結婚した翌年の昭和42年ごろ、A市の集金人に国民年金の加入を勧められ、加入手続をした。

国民年金に加入後、しばらく経った昭和46年ごろ、集金人から、「今なら、特例納付により過去にさかのぼって国民年金保険料をすべて納付することができる。」と聞いたので、私が、夫婦二人分の過去の未納分の国民年金保険料をすべてさかのぼって集金人に納付した。

保険料をさかのぼって納付したのはこの一回だけであったが、納付金額は覚えていない。

未納とされている申立期間の保険料は納付したはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、しばらく経った昭和46年ごろ、集金人から、特例納付により過去の未納期間の国民年金保険料をすべてさかのぼって納付できると聞き、申立人が、夫婦二人分の保険料をさかのぼって集金人に納付したと申し立てている。

しかし、申立期間のうち、昭和38年7月から43年3月までの期間については、申立人が一緒に未納期間の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の妻も未納である上、A市では、当時、集金人が過年度納付及び特例納付に係る国民年金保険料を収納することは無かったとしており、集金人に申立期間の夫婦二人分の保険料を特例納付したとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、申立期間の保険料を特例納付した際の納付金額についての記憶は無く、申立期間の保険料の納付方法などについての陳述が変遷するなど、

申立人の申立期間当時の保険料納付などに関する記憶は定かでない。

さらに、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを示す事跡^{じせき}は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から46年3月まで

私は、昭和37年3月に結婚したが、そのころ夫が、A市B区役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。

夫は、昭和56年に亡くなり、詳しい事情は聞いていないが、申立期間を含む、A市B区に住んでいたときの私の国民年金保険料は、夫が自宅近くの作業場に来る集金人に、夫の分の保険料と一緒に納付していたと夫から聞いていた。

それなのに、申立期間の保険料について、私だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和37年3月ごろに、申立人の夫が申立人の国民年金加入手続を行い、夫が、申立人の申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和41年度の特別適用対策で払い出され、国民年金手帳の発行日欄から早くても昭和41年6月に払い出されたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、同年3月以前の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、A市では、申立期間当時の保険料収納は、印紙検認方式で行っていたところ、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和46年4月から同年9月までの印紙検認記録欄に検認印が確認できるものの、申立期間の印紙検認記録欄には検認印は押されていない。

さらに、申立人に係る氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居

住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金加入手続、申立期間に係る保険料納付手続などに直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の夫は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況及び申立期間の保険料納付状況等の詳細は不明である。

このほか、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から63年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から63年8月まで

私は、会社を退職後の昭和61年5月ごろに、A市役所で自身の厚生年金保険から国民年金加入への切替手続と妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続をした。

申立期間の国民年金保険料は、納付書を使用して、私が駅前の金融機関で夫婦二人分の保険料を毎月納付していた。

今まで、税金及び保険料についてはまとめて納付してきたので、妻の保険料が納付されているのなら、私の保険料も一緒に納付しているはずである。

申立期間の私の国民年金保険料だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年5月に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、市役所で自身の国民年金の加入手続及び妻の国民年金資格の第3号から第1号被保険者への変更手続を行い、その後、申立人が自宅に送付された納付書を使用して、申立期間の夫婦二人分の保険料を毎月、金融機関で納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る社会保険庁の年金加入記録をみると、申立人には厚生年金保険被保険者期間の記録は有るが、国民年金被保険者期間の記録は無く、また、申立人が所持する3制度共通の年金手帳の国民年金の記録欄に、国民年金手帳記号番号及び資格取得日などの国民年金加入を示す記録が記載されていないことが確認できる。この場合、申立期間は国民年金未加入期間となるため、申立人は、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索、確認をしたが、申立人に

対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市においても、申立人の国民年金への加入履歴及び納付記録は無く、同市では、当時、保険料の納付書の発行に際して、被保険者の資格情報を確認して発行していたとしているところ、国民年金手帳記号番号が払い出されていない申立人に対して申立期間の納付書が発行されたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から51年3月まで

私が昭和58年に結婚するまで、母が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてきていた。母から受け取った年金手帳に、初めて被保険者となった日として39年*月*日と記載されている上、私も集金人が自宅に来ていたように記憶しているので、申立期間の保険料は、母が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和39年ごろに、申立人の母が申立人の国民年金に加入し、その母が申立期間の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月ごろに払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない上、上述のとおり、申立期間の保険料は基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に保険料を納付することはできず、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、手帳交付年月日の欄に昭和51年12月と記載されており、手帳記号番号の払出月と符合している。

さらに、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

このほか、申立人の母が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から62年12月まで

私は、昭和55年12月に会社を退職後、国民年金に加入した。自分では加入手続をした覚えが無いので、会社の担当者がしてくれたと思う。申立期間は、私が妻に国民年金保険料分のお金を渡しており、妻が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付してくれていたと思う。平成元年に妻が亡くなってからは、自分で保険料を納付していた。しかし、納付記録をみると、申立期間の保険料について妻は納付済みとされているのに、私の保険料は未納と記録されていた。私自身、保険料を7年間も未納のまま放置していたとは考え難いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろに国民年金に加入し、妻が自身の分と一緒に申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後に払い出された被保険者の払出日の状況により平成元年12月ごろに払い出されたものと推定される上、申立人に係るA市が保管する国民年金被保険者検認台帳の公的年金の資格期間確認欄の下に同年12月26日付けで、申立人の氏名の記載及び押印がなされていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、同年12月ごろに行われたものと考えられる。この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は現年度納付できず、そのほとんどの期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号

が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続、申立期間に係る保険料納付手続などに直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻は既に死亡していることから、申立期間の保険料納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人は、申立期間直後の昭和 63 年の確定申告書を提出しているが、同申告書の社会保険控除額欄に記載された国民年金保険料額は、1 人分の保険料額である。申立人に係る上述の市の被保険者検認台帳を見ると、申立期間直後の同年 1 月から平成元年 3 月までの保険料は国民年金加入後の 2 年 2 月に過年度納付したことが確認でき、同申告書に記載された保険料は、昭和 51 年に国民年金に加入していた申立人の妻の保険料額であったと考えるのが自然である。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、同年8月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月から53年3月まで
② 昭和53年8月から55年12月まで

昭和47年4月から53年3月まで父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、48年11月からA社に勤めていたが、父は厚生年金保険の制度についてよく知らなかったので、国民年金と厚生年金保険の両方への加入が可能だと思い、私の国民年金の資格喪失手続きをしていなかったようだ。厚生年金保険と重なっている申立期間①の国民年金保険料について、既に還付されていると社会保険事務所で言われたが、厚生年金保険の制度についてよく知らない父が還付の手続きをしたとは思えず、もちろん私自身も当時、還付の制度があることすら知らなかったし、還付を受けた覚えは無いので、申立期間①の国民年金保険料を還付してほしい。

申立期間②は任意での加入期間であることを知っていたが、父から年金保険料は60歳まで納付しなければいけないと常々言われていたので、A社を退職してからすぐに国民年金への加入手続きをしたはずであり、2年もの間、加入していない期間があるとは考えられない。申立期間②の保険料も納付しているはずであり、納付済期間であると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者期間と重複して納付していた申立期間①の国民年金保険料について、保険料の還付を受けた覚えが無く、還付してほしいと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金記録をみると、申立人は厚

生年金保険の被保険者期間であった昭和48年11月から53年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることがB市の被保険者名簿から確認できるほか、社会保険事務所において、申立人が厚生年金保険被保険者であることを把握した同年3月に、既に納付が行われていた申立期間①の国民年金保険料を還付処理していることが特殊台帳から確認できる。

また、申立人の社会保険事務所の特殊台帳及びB市の被保険者台帳には、昭和48年11月から52年12月までの保険料6万5,000円及び53年1月から同年3月までの保険料6,600円を還付したことがいずれの記録からも確認でき、この記載内容に不自然な点は見当たらない。さらに、C社会保険事務所の還付整理簿には、昭和53年3月23日及び同年4月20日に還付請求書を受け付けたこと、同年5月2日に6万5,000円及び6,600円をそれぞれ還付したことの記録があるうえ、ほかに申立人の申立期間①にかかる国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

次に、申立期間②について、申立人は昭和53年8月1日の厚生年金保険被保険者資格の喪失後、すぐに国民年金に任意で加入し、保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、昭和56年1月30日に任意で加入していることがD市の被保険者台帳より分かり、同年2月20日に新たに国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同手帳記号番号払出簿より確認できる。任意加入の場合は、さかのぼって被保険者資格を得ることができないことから、申立期間②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、昭和56年1月30日に任意加入していることが分かり、社会保険庁及びD市の記録と符合する。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の手帳記号番号払出簿の昭和53年8月から56年1月までの期間を縦覧調査したがその形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の国民年金保険料については、申立期間①については還付されていないものと認めることはできず、申立期間②については納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年5月までの期間及び56年5月から59年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から54年5月まで
② 昭和56年5月から59年9月まで

私は、養父の勧めにより老後のことを考えて、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後の保険料は妻に納付させていた。私の厚生年金保険に加入していない期間は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。妻の保険料が納付済みになっているのに、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、加入後は申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和38年9月10日に夫婦連番でA市役所にて払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の陳述と符合する。

しかし、申立人の国民年金被保険者資格をみると、申立人は、昭和50年8月4日に厚生年金保険加入と同時に国民年金被保険者資格を喪失しており、その後の国民年金資格の再取得及び喪失の記録がみられず、申立期間は未加入期間であり納付書の作成は行われなことから、申立期間の保険料は納付できなかったと考えられる。

また、申立人の妻の国民年金被保険者資格をみると、申立人の数回に及ぶ厚生年金保険加入期間中についても強制加入の記録となっていることが確認でき、申立人及び申立人の妻は、それぞれの時期に必要な国民年金についての手続きを行っていなかったことが分かる。

さらに、申立人は、保険料納付は妻に任せていたとして、保険料納付に直接関与しておらず、また、保険料を納付したとする申立人の妻からも、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかった。加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 2 年 3 月までの期間、4 年 1 月から同年 3 月までの期間並びに 5 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から平成 2 年 3 月まで
② 平成 4 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 5 年 5 月及び同年 6 月

申立期間①について、20 歳になった昭和 62 年に母が私の国民年金の加入手続をしたと思う。しかし、母は私の保険料を納付していなかったと思う。保険料が未納のため、どこの役所からか分からないが封書が送られてきて、中に保険料を納めてくださいと書いていた。保険料が支払えなかったので保険料を支払えないことを同封のはがきを書いて送った。申請免除の決定がきたかは覚えていない。申請すると全額免除になるかどうかの決定がくることになっていた。

申立期間②について、平成 4 年 1 月 1 日に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後は、国民年金の保険料を納めていなかったら、どこの役所からか分からないが封書が送られてきて、中に保険料を納めてくださいと書いていた。保険料が支払えなかったので保険料を支払えないことを同封のはがきを書いて送ると保険料が免除になったはがきがきた。

申立期間③について、平成 5 年 5 月 1 日に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後は、国民年金の保険料を納めていなかったら、どこの役所からか分からないが封書が送られてきて、中に保険料を納めてくださいと書いていた。保険料が支払えなかったので保険料を支払えないことを同封のはがきを書いて送ると保険料が免除になったはがきがきた。

申立期間①、②及び③の保険料を免除申請したのに、申請免除の記録になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、生活が苦しくて保険料を納付することができなかつたので、免除申請をしたと思うと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金資格に関する記録をみると社会保険庁の記録から平成4年1月付け強制加入であることが確認できる。この場合、申立期間①は、未加入期間であり免除申請の手続をすることはできない。

申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を滞納後、納付催告とともに送られてきたはがきを送付することによって申請免除を受けたと陳述しているが、通常、滞納保険料の催告が行われるのは現年度納付が可能な4月を過ぎてからであり、申請免除については、保険料免除の申請を行った1か月前から免除期間として認められるものである。申立人の場合、申立期間②に続く平成4年4月から同年8月までの免除申請が同年5月30日に申請されていることから、申立期間②は免除されなかつたものと考えられる。

また、申立期間②当時に居住していたA市の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の免除申請をしたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

申立期間③について、社会保険庁の記録をみると、申立人は厚生年金保険に加入した平成4年11月に国民年金被保険者資格を喪失後、7年12月まで、国民年金の被保険者資格を再取得していないことが確認できる。この場合、申立期間③は国民年金の未加入期間であり、免除申請の手続をすることはできない。

さらに、別の手帳記号番号による免除申請の可能性を確認するため、類似した氏名により氏名検索を行うも、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの期間、同年10月から39年5月までの期間及び41年11月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年8月まで
② 昭和38年10月から39年5月まで
③ 昭和41年11月から43年3月まで

社会保険庁の記録では、申立期間①、②及び③の保険料が未納の記録になっている。申立期間当時、生活が苦しくて納付することができなかつたので免除申請をしたと思う。申請免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の保険料について、生活が苦しくて納付することができなかつたので、免除申請をしたと思うと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年3月23日に手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。この場合、申立期間①、②及び③は加入手続前であり、免除申請の手続をすることはできない。

また、申立人からは、当時の事情を聞くことができず、代理人である申立人の長男からも、誕生日及び誕生直後の時期のことであり、当時の事情を聞くことができなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料の免除の申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年9月までの期間、43年1月から同年6月までの期間、44年9月から48年5月までの期間及び52年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から41年9月まで
② 昭和43年1月から同年6月まで
③ 昭和44年9月から48年5月まで
④ 昭和52年6月から同年12月まで

私は、昭和54年から55年ごろ、社会保険事務所から、今なら（半年から一年ぐらいの期間だったと思う。）支払っていない期間の国民年金保険料をさかのぼって支払うことができます、という案内をもらった。

A社会保険事務所へ行き、一括の保険料額を計算してもらい（30万円ぐらいだったと記憶している。）後日、A社会保険事務所で納付した。過去の未納保険料をさかのぼって支払ったのはこの時だけで、20歳までさかのぼって未納保険料はすべて納付したはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年又は55年ごろ、社会保険事務所から特例納付の勧奨案内が届き、A社会保険事務所に行き、20歳までさかのぼった未納期間の保険料はすべて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和55年9月17日に払い出されていることが確認でき、B市の被保険者名簿から、同年8月31日に加入手続を行っていることが分かる。この時期は、第3回目の特例納付実施期間（昭和53年7月1日から55年6月30日まで。）を過ぎていることから、申立期間を特例納付することはできない。

また、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の特殊台帳から、申立期間に続く昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの期間の保険料を、同年 9 月に過年度納付していることが確認でき、この時点で、過年度納付可能な期間はすべて納付していることが分かる。

さらに、社会保険庁及びB市の納付記録をみると、申立期間①のうち、昭和 40 年 9 月から 41 年 9 月までの期間は、未加入期間となっていることが確認でき、保険料を納付することはできない期間となる。

加えて、申立人に別の手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年3月まで

将来のことを考えて、妻が30歳になる直前の昭和45年6月に夫婦一緒に国民年金に加入した。以後、定期的に夫婦二人分の保険料を納付書で納付した。しばらくして、私については期間が不足するとして8か月の納付書がきたので、納付したことを妻が覚えている。しかし、どの期間を納付したのか、今となっては分からない。年金記録を確認すると、夫婦一緒に納付した期間のうち、私は22か月、妻は30か月の未納と分かった。既に当時の資料等は無いが、夫婦共に定期的に納付したはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月に国民年金に加入し、以後、夫婦二人分の保険料を定期的に納付書で納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、昭和47年11月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しがなされているとともに、直前の任意加入者の資格取得日は同年10月31日であることが、同払出簿及び社会保険庁の記録から確認できることから、同年11月ごろになされたものと推定できる。この場合、45年6月に加入したとする申立人の陳述とは符合しないほか、夫婦が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄が昭和47年度から作成されている状況と整合している。

また、申立期間には、過年度納付が可能な期間が存在するものの、その場合、定期的に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人について、申立期間直後の納付記録をみると、昭和47年4月から同年11月までの8か月（後に現年度納付と重複した11月は還付。）の保険料を、49年12月に過年度納付していることが確認できる。この点について

ては、加入後に申立人についてのみ期間が8か月不足するとして、まとめて納付したとする申立人の陳述と符合するとともに、納付時点においては、申立期間は時効の成立により、既に納付できない期間になっていることから、申立期間については、遡^{そきゅう}及納付は行っていないと考えるのが自然である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年12月まで

私は、昭和44年9月に会社を退職し、地元の国民年金の集金人に加入を勧められたことから妻と二人で加入した。以降は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を半年ごとにまとめて集金人に納付し、領収書を受け取っていた。申立期間当時は、A市B町（現在は、A市C町。）でD業を営んでおり、昭和46年9月に現住所であるA市E町に新社屋を建てるとともに自宅も同地に転居した。その後何年かして集金人が変わり、住居表示も変わったことから納付していた保険料が消えたのだと思う。

申立期間の保険料は納付しているので、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月に国民年金の加入手続をし、以降は集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと陳述している。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認でき、44年9月に国民年金に加入したとの陳述とは符合しないほか、払出時点では、申立期間の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、申立期間は夫婦共に未納となっている。さらに、申立期間に後続する昭和50年1月から52年3月までの保険料は、同年6月に過年度納付されていることが確認でき、加入後は集金人に夫婦二人分の保険料を現年度納付していたとの陳述とは符合しない。

加えて、申立期間のうち、昭和48年3月以前の市における国民年金保険料の収納方法は集金人による印紙検認方式であり、集金人に納付して領収書を受け取っていたとの陳述とも符合しない。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年12月まで

私は、昭和44年9月に夫が会社を退職し、地元の国民年金の集金人に加入を勧められたことから夫と二人で加入した。以降は私が夫婦二人分の国民年金保険料を半年ごとにまとめて集金人に納付し、領収書を受け取っていた。申立期間当時は、A市B町（現在は、A市C町。）でD業を営んでおり、昭和46年9月に現住所であるA市E町に新社屋を建てるとともに自宅も同地に転居した。その後何年かして集金人が変わり、住居表示も変わったことから納付していた保険料が消えたのだと思う。

申立期間の保険料は納付しているので、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月に国民年金の加入手続をし、以降は集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと陳述している。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認でき、44年9月に国民年金に加入したとの陳述とは符合しないほか、払出時点では、申立期間の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、申立期間は夫婦共に未納となっている。

さらに、申立期間に後続する昭和50年1月から52年3月までの保険料は、同年6月に過年度納付されていることが確認でき、加入後は集金人に夫婦二人分の保険料を現年度納付していたとの陳述とは符合しない。

加えて、申立期間のうち、昭和48年3月以前の市における国民年金保険料の収納方法は集金人による印紙検認方式であり、集金人に納付して領収書を受

け取っていたとの陳述とも符合しない。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から44年3月まで
② 昭和44年10月から同年12月まで

昭和44年ごろ、区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。加入後は、区役所の窓口又は金融機関で夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納めた。また、未納期間の保険料を一括で納めた記憶もある。しかし、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろ、夫婦一緒に国民年金に加入し、区役所又は金融機関で現年度納付し、また、未納期間の保険料を一括で納めた記憶があると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付記録をみると、申立期間①及び②の保険料は、夫婦共に未納であることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、申立期間①についてみると、申立人夫婦が所持する年金手帳から、昭和44年10月15日付けで、各々20歳に達した日を資格取得日として作成されていることが確認できる。一方、市では、この年度に、未加入者に対して、年金手帳及び現年度分の納付書（社会保険事務所作成の国庫金納付書を活用。）を送付する特別適用対策を実施しており、区役所からの案内を受けて加入し、後日、年金手帳の郵送を受けたとする申立人の陳述と符合するとともに、加入手続年度である昭和44年4月から同年9月までの申立人夫婦の保険料は、現年度中の同年12月27日に納付されていることが、両人が所持する国庫金納付書・領収証書から確認できることから、夫婦二人分の加入手続は特別適用対策によりなされたものと推定できる。

さらに、市では、当該特別適用対策は、加入漏れの者の適用に重点が置かれ、過年度分の国庫金納付書は送付していなかったとしていることから、過年度期間となる申立期間①について、行政側の納付勧奨はなされなかったものと考えられる。

次に、申立期間②についてみると、申立人夫婦が所持する年金手帳の印紙検認記録欄及び印紙検認台紙には、申立期間②の期間を含め昭和 48 年度のページまで、保険料を現年度納付した場合に押される検認印が認められないほか、印紙検認台紙に印紙の貼付が無く、台紙も切り取られていないことが確認できる。

また、申立人夫婦が所持する国庫金納付書・領収証書を見ると、申立期間②に後続する昭和 45 年 1 月から 47 年 3 月までの保険料を一括して 48 年 3 月 28 日及び同年 3 月 29 日に、夫婦それぞれ過年度納付していることが確認できる。この点については、未納期間について一括で支払った記憶があるとする申立人の陳述と符合するとともに、この納付時点では、申立期間②の保険料については時効が成立し、既に納付できない期間になっている。

さらに、申立人夫婦が所持する昭和 47 年度発行の年金手帳の同年度の印紙検認記録欄を見ると、前述の過年度納付と同一日にそれぞれ現年度納付していることが確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人夫婦は、特別適用対策により送付された国庫金納付書により昭和 44 年 4 月から同年 9 月までの保険料を現年度納付した後は、保険料納付を行わず、昭和 47 年度発行の国民年金手帳の送付を受け、昭和 48 年 3 月から遡及可能であった過年度期間を含め納付を再開したと考えるのが自然である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿のすべての内容を確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間①及び②について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から44年3月まで
② 昭和44年10月から同年12月まで

昭和44年ごろ、区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。加入後は、区役所の窓口又は金融機関で夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納めた。また、未納期間の保険料を一括で納めた記憶もある。

しかし、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろ、夫婦一緒に国民年金に加入し、区役所又は金融機関で現年度納付し、また、未納期間の保険料を一括で納めた記憶があると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付記録をみると、申立期間①及び②の保険料は、夫婦共に未納であることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、申立期間①についてみると、申立人夫婦が所持する年金手帳から、昭和44年10月15日付けで、各々20歳に達した日を資格取得日として作成されていることが確認できる。一方、市では、この年度に、未加入者に対して、年金手帳及び現年度分の納付書（社会保険事務所作成の国庫金納付書を活用。）を送付する特別適用対策を実施しており、区役所からの案内を受けて加入し、後日、年金手帳の郵送を受けたとする申立人の陳述と符合するとともに、加入手続年度である昭和44年4月から同年9月までの申立人夫婦の保険料は、現年度中の同年12月27日に納付されていることが、両人が所持する国庫金納付書・領収証書から確認できることから、夫婦二人分の加入手続は特別適用対策によりなされたものと推定できる。

さらに、市では、当該特別適用対策は、加入漏れの者の適用に重点が置かれ、過年度分の国庫金納付書は送付していなかったとしていることから、過年度期間となる申立期間①について、行政側の納付勧奨はなされなかったものと考えられる。

次に、申立期間②についてみると、申立人夫婦が所持する年金手帳の印紙検認記録欄及び印紙検認台紙には、申立期間②の期間を含め昭和 48 年度のページまで、保険料を現年度納付した場合に押される検認印が認められないほか、印紙検認台紙に印紙の貼付が無く、台紙も切り取られていないことが確認できる。

また、申立人夫婦が所持する国庫金納付書・領収証書を見ると、申立期間②に後続する昭和 45 年 1 月から 47 年 3 月までの保険料を一括して 48 年 3 月 28 日及び同年 3 月 29 日に、夫婦それぞれ過年度納付していることが確認できる。この点については、未納期間について一括で支払った記憶があるとする申立人の陳述と符合するとともに、この納付時点では、申立期間②の保険料については時効が成立し、既に納付できない期間になっている。

さらに、申立人夫婦が所持する昭和 47 年度発行の年金手帳の同年度の印紙検認記録欄を見ると、前述の過年度納付と同一日にそれぞれ現年度納付していることが確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人夫婦は、特別適用対策により送付された国庫金納付書により昭和 44 年 4 月から同年 9 月までの保険料を現年度納付した後は、保険料納付を行わず、昭和 47 年度発行の国民年金手帳の送付を受け、昭和 48 年 3 月から遡及可能であった過年度期間を含め納付を再開したと考えるのが自然である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿のすべての内容を確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間①及び②について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

昭和44年8月にA市に転入した時に、市の職員から勧められて国民年金に夫婦共に加入した。加入時に、夫婦二人分3年間^{そきゅう}遡及した保険料1万8,000円を納めるように指導を受け、一括では納められないので6,000円ずつ3回に分けて、毎月来る集金人とは別の集金人に納めた。

しかし、申立期間について、夫の納付記録が有るのに私の納付記録は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転入した時に、夫婦共に国民年金に加入し、さかのぼって夫婦二人分3年間の保険料1万8,000円を6,000円ずつ3回に分けて集金人に過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、昭和44年7月1日に夫婦連番で手帳記号番号の払出しを受けていることが同払出簿の記録から確認できる。この場合、申立期間のうち、42年3月以前は時効完成期間となり、特例納付以外では納付できない期間に当たっている。

一方、申立人の夫の納付記録をみると、309か月の納付済期間が確認できるとともに、加入時点において時効が完成していた12か月を含め36か月が過年度納付であることが確認できる。この点については、加入手続時点で既に38歳に達していた申立人の夫は、手続年度以降、60歳に達するまで納付を継続しても、受給権確保に必要な300か月の納付期間を確保できなかったことから、加入手続から1年後に開始された第1回特例納付を利用して納付されたものと推定できる。他方、夫より3歳若い申立人には、その必要性は無かった。

また、仮に、申立人の夫が第1回特例納付により、3年分の保険料を1年分

ずつ3回に分けて納付した場合、1回あたり5,400円の保険料額となり、6,000円ずつ3回に分けて納付したとする申立人の陳述とおおむね符合する。

これらの点を踏まえ、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であった状況に鑑みると、市は受給権確保の観点から申立人の夫に対してのみ遡及納付の勧奨を行ったと考えるのが自然である。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から46年3月まで

私は、結婚後の昭和42年7月に、夫の国民年金保険料を徴収するため自宅に来ていた集金人に、私の国民年金の加入手続を行った。

それ以降は、月額200円の夫婦二人分の保険料を3か月ごとに訪れる集金人に、私が一緒に納付してきたのに、私だけ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和42年7月に、申立人の夫の国民年金保険料を徴収に訪れていた集金人に、自身の国民年金の加入手続を行って以降は、月額200円の夫婦二人分の保険料を3か月ごとに訪れる同集金人に、申立人が一緒に納付してきたと申し立てているところ、当時、申立人とその夫が居住していたA市B区において集金人制度が存在し、集金人に依頼して国民年金の加入手続を行うことは、事実上、可能であったものと推認される上、申立人が集金人に納付してきたとする納付金額も、申立人が加入したとする当時の保険料額と一致している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人がC県D市へ転入した直後の昭和46年7月31日に、同市において払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、現年度保険料しか取り扱わない転入前のB区の集金人に納付することができなかつたものと考えられる上、申立人の納付記録をみると、当時、D市において現年度納付が可能であった申立期間直後の同年4月から保険料の納付を開始して

いることが確認できる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を転入前のB区の集金人に3か月ごとに現年度納付するためには、同区において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同区を管轄するE社会保険事務所に出向いて、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人は、結婚後の申立期間当初に国民年金の加入手続を行ったとする根拠として、社会保険庁の記録にある申立人の国民年金被保険者資格が昭和42年7月からとなっているのをみて、その時点で加入手続したものと思ったと陳述していることから、明確な根拠に乏しい上、当時の具体的な^{あいまい}手続状況及び申立期間のその後の納付金額等の記憶も曖昧である。

さらに、申立期間は3年以上に及び、このような長期間にわたり、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫の納付記録だけが残り、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から45年3月まで

私は、昭和41年10月からA市B区にあったC業務店に住み込みで勤務し、C業務店の経営者が親代わりとして、同居人のお世話をしてくれていた。

国民年金の加入手続及び保険料の納付は、私が勤務を始めた時から、経営者が行ってくれていたはずであるのに、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住み込みでC業務店に勤務を始めた昭和41年10月から、当時のC業務店の経営者が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたはずであると申し立てているが、国民年金の被保険者資格は満20歳以上とされていることから、申立期間のうち、43年1月以前の期間は、申立人の20歳到達前の期間であり、国民年金の被保険者となることができないものと考えられる上、申立人は加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、当時の具体的な状況は不明である。

そこで、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたはずであるとするC業務店の経営者から、当時の状況について聴取したところ、申立人を含め当時一緒に住み込みで勤務していた申立人の同僚の保険料を、集金人に納付していた記憶はあるが、加入手続及び保険料の納付を開始した時期についてはよく覚えていないとしている上、申立人に係るA市B区の被保険者名簿に記録されている申立期間直後の昭和45年4月から46年3月までの1年分の保険料を同年10月に一括して納付した過年度納付に関しても記憶に無いと陳述しており、申立期間の保険料を納付したとする具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録が確認できる当時の申立人の同僚についてみると、一人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、もう一人は、申立人と連番で昭和46年3月に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年4月から保険料を納付し、申立期間は同様に未納となっている上、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、昭和45年度以前には、保険料を集金人に現年度納付したことを示す検認印が無く、昭和46年4月から同年6月までの欄に、初めて同年5月19日付けのA市B区の検認印が確認できることから、この日から当時の経営者による申立人及びその同僚に係る保険料の納付が開始されたものとみるのが自然である。

さらに、当時の経営者が申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、A市B区を管轄するD社会保険事務所に出向いて、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年12月まで

私は、年金受給のことで社会保険事務所に問い合わせたところ、申立期間が未納と言われたが、当該期間の保険料3万1,170円を金融機関で一括納付した領収証書を持っている。

社会保険事務所は、保険料を還付したと説明するが、私は還付を受けた覚えが全く無く納付できないので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間の領収証書を見ると、昭和56年12月28日付けの金融機関の領収印が確認できることから、この納付日時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できないものと考えられることから、当該保険料が還付されることについて不自然さは見られない。

また、申立人の特殊台帳の摘要欄には、申立期間の保険料3万1,170円が上記納付日に「時効後納付」された旨の記載とともに、還付処理が行われたことが記載されている上、社会保険事務所が保管する当時の還付整理簿を見ると、整理番号順に、それぞれ還付対象者の国民年金手帳記号番号、住所、氏名に続き還付金額、還付事由、還付決定日及び支払日等が記載されており、その中で、申立人に関しても、過年度納付された申立期間の保険料3万1,170円について、時効後納付を理由として、納付日である昭和56年12月28日に還付決定し、57年2月6日に支払われたことが明確に記載されていることから、この記載内容自体に不合理な点は無く、これらの記載について矛盾を生じる関連資料も見当たらなかった。

さらに、申立人の還付記録をみると、当該還付の前後に、厚生年金保険との重複納付により保険料が還付されていることが確認できるが、申立人は、何度

か還付を受けたことはあったが、申立期間については還付の記憶が無いと陳述するのみであり、ほかに申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から43年9月まで

私は、昭和41年6月21日にA社を退職後、私が区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をしたように思う。

保険料は自分では納付していないので納付金額等は分からないが、両親が自宅の近くにあった当時のB金融機関で納付するか、C金融機関の職員に預けていたように思う。

申立期間の記録が無いのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年6月にA社を退職後、自ら厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料については、申立人の両親が金融機関で納付していたように思うと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人が再就職したD社を退職後の昭和62年12月10日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳及び社会保険庁の記録をみると、申立人が初めて国民年金被保険者となった日は、同社を退職した同年10月31日となっていることが確認できることから、申立期間は、記録上、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができないものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間当時において国民年金の加入手続を行っていたものとすれば、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性があるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたように思うとする申立人の両親も、申立期間当時は国民年金に未加入である上、両親共に既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から41年3月まで

20歳になった昭和37年*月ごろ、当時の勤務先の主人が国民年金加入手続をしてくれたと思う。

国民年金保険料については、勤務先の主人が、私の国民年金保険料分として何か月かに1回、給与から天引きして、主人、主人の妻及びほかの従業員の分と一緒に集金人に納付してくれていたと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年*月ごろ、勤務先の主人が国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に、国民年金未加入者に対する特別適用対策事業として職権で払い出されており、勤務先の主人が加入手続をしたとする申立内容と符合せず、また、この手帳記号番号払出時点においては、制度上、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付することはできない。

また、申立人は、勤務先の主人が、申立人の国民年金保険料相当額を給与から天引きして、ほかの従業員などの分と一緒に集金人に納付していたと申し立てているが、当時同僚であった申立人の妻及びほかの従業員の保険料納付記録をみると、いずれも申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は 46 か月の長期間に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されるとも考え難い。

このほか、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付については、他界した勤務先の主人がしてくれたとしており、申立人は直接関与しておらず、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から51年12月まで

昭和51年ごろに、区役所から、夫婦二人分の過去の未納保険料について、一括納付の案内がきたが、夫の分は50万円と高額だったので、とりあえず私の分の保険料のみを納付することにした。

申立期間の保険料を納付するために、夫が、預金から必要な分の金額を引き出してくれた。金額についてはよく覚えていないが、夫の未納分の保険料よりは少なかったはずだと思う。

申立期間の保険料は、夫が、納付書に現金を添えて金融機関の窓口で納付してくれたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年ごろに区役所から、それまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料についての納付勧奨の通知を受けたものの、夫の分の保険料については、50万円と高額であったために、自身の分のみを、夫が一括して納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人が、国民年金保険料を一括納付したとする昭和51年は、特例納付実施期間に当たっておらず、制度上、申立期間の保険料を一括して納付することはできない。

また、申立人は、一括納付したとする金額について、50万円よりも少なかったとしているが、仮に、2年後の昭和53年7月から実施された第3回特例納付期間中に、申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしても、その場合の保険料額は約59万円となり、金額が符合せず、また、特殊台帳を見ても、特例納付による納付勧奨が行われた事跡^{しせき}は見られない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳

記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月まで

国民年金への加入については、自分では全く覚えていないが、昭和 38 年 5 月ごろに転職した会社の社長又は事務員が手続をしてくれたと思う。

保険料についても、昭和 39 年の夏ごろに会社を辞めて独立するまでは、社長又は事務員が集金人に納付してくれていたはずである。

また、独立してからは、自分で集金人に納付したと思う。100 円を納付したこと及び年金手帳に検認印が押されていたことを覚えており、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 5 月ごろに、転職した会社の社長又は事務員が申立人の国民年金の加入手続を行い、当初の国民年金保険料も集金人に納付してくれ、また、39 年の夏ごろに退職した後は、自身で保険料を集金人に納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 6 月 4 日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ても、申立期間の検認記録欄には検認印が無い上、当時申立人が居住していた A 市 B 区及び C 市保存の被保険者名簿を見ても、申立期間の国民年金保険料の納付事跡^{しせき}は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたこ

とをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、国民年金への加入手続及び加入当初の国民年金保険料納付について、申立人は関与しておらず、当時の勤務先の社長や事務員からの陳述も得られないことから、加入状況や申立期間の保険料納付方法をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から53年12月まで

昭和56年4月ごろ、夫の国民年金の加入手続のため区役所に行った際に、担当者から、さかのぼって納付できると聞き、その場で20万円から30万円を納付した。

保険料を一括して納付した後、家族に、夫の国民年金をすべて納付してきたと話したことを覚えている。

申立期間に係る保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納付できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和56年4月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行い、さかのぼって国民年金保険料を一括して納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年4月10日時点においては、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、当時は、特例納付実施期間にも当たっていないことから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することもできない。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料として、20万円から30万円を区役所で納付したと申し立てているが、制度上、区役所で過年度保険料及び特例納付保険料を納付することはできず、申立内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたこ

とをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から63年9月まで

私は、昭和57年1月、外国人でも国民年金に加入できるようになったと聞き、区役所に出向き、最初の1か月の保険料を納付した。

昭和57年2月からは口座振替で、未納無く国民年金の保険料を納付してきたはずである。

保険料額は全く覚えていないが、申立期間に係る保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月、区役所で国民年金の加入手続を行い、最初の1か月の国民年金保険料を納付し、その後は口座振替により納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月6日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、制度上、申立期間の国民年金保険料を区役所及び口座振替により納付することはできない。

また、当時は、特例納付実施期間にも当たっていないことから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することもできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は81か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え

難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

昭和 61 年 5 月に入院した際、健康保険証が必要であったが、A 市から B 市への住所変更を行っていなかったため、妻がすぐに住所変更及び国民健康保険の手続を行った。

その際、国民年金の窓口にも行くように言われ、年金手帳を持っていなかったが、国民年金の転入手続を行った。

夏ごろに納付書が届き、B 市役所に過去の年金記録等について問い合わせたところ、今からまじめに国民年金保険料を納付すれば国民年金だけで受給権が得られると聞き、妻が、昭和 61 年 9 月ごろから毎月保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 5 月ごろに、妻が、B 市で国民年金に係る転入手続を行い、同市から納付書の送付を受け、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の戸籍の附票を見ると、昭和 61 年 6 月 1 日に B 市に転入していることが確認でき、同市の被保険者名簿を見ても、同日に職権転入と記載されていることから、申立期間の国民年金保険料を同市で納付することは可能である。

しかし、当該被保険者名簿を見ると、職権転入後の昭和 61 年 6 月 1 日から平成元年 6 月 28 日に他市へ転出するまでの納付記録欄は未納となっている。

また、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付したことやまとめて納付したことは無いと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は 58 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を担っていた申立人の妻から保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年ごろから36年12月31日まで
社会保険庁の記録によると、A県B市にあったC事業所に勤務していた昭和33年ごろから36年12月31日までが厚生年金保険に未加入とされている。
申立期間においてC事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C事業所で正社員として勤務していたと申し立てしているところ、申立期間当時の同事業所の従業員から、「申立人はD職としてC事業所の現場で働いていたことは覚えているが、同事業所の従業員ではなかった。私がE職をしている時、別の会社の仕事で来ていた申立人に会ったことがある。」旨陳述が得られた。

また、申立人は、C事業所における勤務について、「仕事は受取り方式で、1日のノルマが決められ、例えば、3時にノルマが終われば、3時に帰って良いという働き方だった。」旨陳述している。

さらに、社会保険庁の記録によると、C事業所は、申立期間中の昭和36年1月26日から同年5月1日までにおいて厚生年金保険適用事業所であったことが確認できるところ、申立人が、同事業所勤務時にD職の仕事を教えてもらった旨申し立てしている先輩の氏名は、社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認することができない。加えて、同被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月から 35 年 5 月 13 日まで
② 昭和 35 年 9 月 2 日から 36 年 2 月まで

私は、昭和 33 年 6 月から 36 年 2 月まで、A 事業所（現在は、C 事業者。）の B 部に勤務していた。

社会保険庁の記録によると、当該事業所における厚生年金保険加入期間が昭和 35 年 5 月 13 日から同年 9 月 2 日までの 4 か月間しかなく、33 年 6 月から 35 年 5 月 13 日までの期間（申立期間①）及び同年 9 月 2 日から 36 年 2 月までの期間（申立期間②）が厚生年金保険に未加入とされている。

A 事業所には 3 年間は勤務しており、その間厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 34 年 5 月 2 日、同年 8 月 24 日及び 35 年 3 月 2 日に被保険資格を取得している同僚 3 人から、「申立人がいつごろから勤務していたかは覚えていないが、自分が A 事業所に入社した時には B 職として既に勤務していた。」旨陳述が得られたこと、及び申立人が、同被保険者名簿において 34 年 2 月 27 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚を記憶していることから、申立人は少なくとも同年 2 月以前から同事業所に勤務していたことは推測できる。

一方、C 事業所の現事業主（申立期間当時の事業主の子息。）及び同僚が、当時、A 事業所で一緒に勤務していたと名前を挙げている別の同僚又は上司で、社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿におい

て氏名が確認できない者が4人（このうち1人は複数の同僚が、「長期間、勤務していた。」旨陳述している。）認められ、当時、同事業所では、厚生年金保険に未加入のまま勤務していた者がいたことが推測される。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、同事業所の従業員は7人から9人前後しかおらず、申立人について保険料を控除しながら申立期間中の2回の定時決定においていずれの機会にも被保険者資格取得の^も手続洩れに気付かないのは不自然であり、当時、申立人が勤務していた場合でも保険料控除の対象として抜けていたと考えるのが相当である

さらに、申立期間当時の事業主は死亡しており、このほかに、申立人の陳述以外に申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②については、昭和35年10月29日にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚から、「時期ははっきりしないが、申立人は、自分より先に退職していた。」旨陳述が得られたことから、申立人は、長くとも同年10月までしか同事業所に勤務していなかったものと推測される^{ところ}、ほかの同僚からは、申立人の勤務期間を特定できる陳述は得られず、申立期間について同事業所に勤務していることが確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月1日から27年8月25日まで
② 昭和27年9月1日から36年12月30日まで

社会保険庁の記録によれば、A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和37年5月14日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和37年3月26日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月3日から30年3月13日まで
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社B事業所に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和30年5月12日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 29 日から 57 年 10 月 19 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた昭和 53 年 3 月 1 日から 57 年 10 月 19 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間についても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 59 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況等を照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間中の昭和 53 年度及び 54 年度に社会保険事務所の算定調査が実施されていることが確認でき、仮に、当時、申立人が厚生年金保険被保険者資格の要件を満たしながら未加入であったならば、この時点において社会保険事務所から何らかの改善指導が行われたと考えるのが相当である。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除に

については、申立人は、控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月 6 日から平成 2 年 1 月 20 日まで
② 平成 2 年 4 月 17 日から 4 年 4 月 17 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②が未加入期間となっていた。申立期間①はA社で勤務し、申立期間②については、B社での資格取得日が平成4年4月17日となっているところ、同社には2年4月17日から勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、社会保険事務所の記録によると、平成元年9月21日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同日以降は適用事業所とはなっていない。

また、A社の元所長は、同社の適用期間中において何人か女性事務員の入れ替わりがあったと陳述しているものの、申立人が仕事の引き継ぎを受けたとしている同僚女性を含めて、社会保険庁の同社に係る記録において女性の被保険者は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できることから、申立人は申立期間について、A社における厚生年金保険被保険者資格を取得していないことを認識していたことがうかがえる。

加えて、A社の親会社であったB社は、「A社は、現在は存在しておらず、親会社であるB社も事務所移転及び担当者の変更等が再三あったため、A社の記録は残っておらず、当時の事情も不明である。」旨回答している。

申立期間②については、雇用保険の記録(平成2年6月21日に資格を取得。)

及びB社の「申立人の入社日は、平成2年4月29日とする記録が残っている。」との回答から、同社における平成2年4月29日からの在職が認められる。

しかし、B社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得日は、平成4年4月17日であることが確認でき、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できることから、申立人は申立期間について、B社における厚生年金保険被保険者資格を取得していないことを認識していたことがうかがえる。

このほか、申立期間①及び②に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 55 年 10 月から A 社での標準報酬月額が、9 万 2,000 円から 6 万 4,000 円へ減額されており、翌 56 年 10 月からは 9 万 8,000 円に再び増額しているが、退職するまで同社において給与額が下がったことは無い。申立期間に係る標準報酬月額の決定に疑義があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 5 月 12 日に A 社に入社した当時、会社を欠勤したことは無く、毎月決まった金額の給料を受け取り、給料月額が下がったことも無いので、申立期間に係る標準報酬月額について納得がいかないと申し立てている。

しかし、A 社の事務担当者は、「会社から厚生年金保険料について不正な操作をするように言われたようなことは無く、決まりどおりに処理しており、算定基礎で決まった金額で保険料控除していた。」と陳述しており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に係る記録訂正等の不自然な記載内容は認められない。

また、A 社は、昭和 61 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、事業主は既に死亡しており、申立期間当時の記録は残っていないため、当時の事情を確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年ごろから 38 年ごろまで
② 昭和 40 年 11 月 27 日から 41 年 2 月 12 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の期間について記録が無いとの回答があった。

申立期間①については、A社に16歳から17歳ごろにかけての1年弱勤務したが、まだB免許証を取得していなかったため、C業務に従事していた。退職後に失業保険を受給した記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間②については、D社でE業務に従事していた。この期間の雇用保険の記録があるので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶している2人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には記録されておらず、申立人はほかの同僚の名前を記憶していない。

そこで、前述の被保険者名簿から、申立期間と重複する期間に被保険者記録のある同僚23人を抽出し、住所が判明した15人に照会したところ、11人から回答があり、そのうち、3人は申立人を記憶していると回答していることから、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①は、申立人が16歳から17歳ごろにかけての時期であるところ、人員配置などの事務を担当していた同僚は、「16歳ぐらいの子については、正社員として社会保険に加入させることはなかったと思う。」と陳述し

ており、前述の被保険者名簿からも、申立期間①と重複する昭和 37 年 1 月から 38 年 12 月までの間に、18 歳未満で被保険者資格を取得した者はいないことが確認できる。

また、申立人は、A 社退職後に失業保険を受給した記憶があると申し立てているが、F 労働局は、申立人の A 社に係る雇用保険の被保険者台帳記録及び支給台帳記録は確認できない旨回答している。

さらに、申立人は、健康保険証はあったように思うと陳述しているが、「使ったことは 1 回もない。」としており、前述の被保険者名簿において申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は無く、これを裏付ける資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、雇用保険の記録（昭和 40 年 11 月 27 日に取得、41 年 2 月 12 日に離職。）から、申立期間に申立人が D 社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時における事業主の親族は、「当時は、3 日ぐらいで辞める人もたくさんいたので、最初の給料日まで保険には入れなかった。最初の給料日に、希望を聞き、希望する者については、翌月からの保険料控除額を知らせた上で、加入させた。給料が減るのを嫌がって加入を希望しない者もいた。」と陳述している。

また、当該親族は、「社会保険に加入させたら、社会保険事務所から送って来る書類をちゃんと番号のとおり^{つづ}に綴って管理していたので、^{つづ} 手続をしたのに、名前が抜けているようなことがあれば、気付いたと思う。」とも陳述している。

さらに、当該親族及びほかの同僚が当時の従業員数は、12 人から 14 人であったとしているところ、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間の被保険者数は 8 人であり、同事業所が、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではないことがうかがえる。

加えて、D 社に申立期間当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4646

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から24年3月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A県B事業所で正規職員として勤務し、C業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県提出の在籍証明書により、申立人が申立期間に、B事業所に正規職員として勤務していたことは認められる。

しかし、A県は、B事業所に勤務する正規職員については、申立期間当時、恩給制度の対象者であることから、申立人は、厚生年金保険の対象者では無かったとしている。

また、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成4年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 20 日から 53 年 5 月 1 日まで
② 昭和 54 年 1 月 25 日から 56 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた昭和 52 年 6 月 1 日から平成 10 年 8 月 1 日までのうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間についても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②もA社で勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録をみると、申立人は、A社において、i) 昭和 52 年 5 月 1 日に資格を取得し、同年 8 月 31 日に離職、ii) 53 年 5 月 1 日に資格を取得し、54 年 1 月 25 日に離職、iii) 57 年 2 月 1 日に資格を取得し、平成 10 年 6 月 15 日に離職しており、申立期間は雇用保険に加入していなかったことが確認でき、この記録は、申立人の厚生年金保険の加入記録とおおむね一致している上、52 年 8 月 31 日及び 54 年 1 月 25 日の離職に伴い、離職票が交付されていることも確認できる。

また、当時の事業主は、「申立人を辞めさせた記憶は無いが、申立人は、月に 2 日から 3 日、多い時には 1 週間ぐらいは欠勤していた記憶が有る。ただし、申立人に係る厚生年金保険の資格の取得及び喪失の届出及び保険料控除については、関連資料が無いため、不明である。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び②に加入記録が有る同僚に照会したところ、複数の同僚から、「期間は不明であるが、申立人が数か月間会社を休んでいた記憶が有

る。申立人は、ふだんから休みがちであり、会社の給与形態が日給月給であったので、給料が非常に少ないときもあったと当時の事務担当者から聞いたこともある。」との陳述が得られた。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間②中の昭和 54 年 6 月 22 日に社会保険事務所の総合調査が実施されていることが確認でき、仮に、当時申立人が厚生年金保険被保険者資格の要件を満たしながら未加入であったならば、この時点において社会保険事務所から何らかの改善指導が行われたと考えるのが相当である。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで

私は、高校卒業後の昭和 32 年 4 月から A 社において常勤の C 業務従事者として勤務していた。社会保険庁の記録によれば、申立期間の同年 4 月 1 日から 33 年 7 月 1 日までが厚生年金保険に未加入とされているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社において常勤の C 業務従事者として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A 社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人が勤務していたと申し立てている A 社での在職については不明と回答している。

また、申立人が A 社での同僚として名前を挙げた者に対して、申立人の A 社における在職等について照会したものの、回答を得ることはできなかったほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し照会を行ったが、申立人の A 社における勤務実態等については不明と回答しており、当時の事情について確認することはできなかった。

一方、上記の抽出調査した同僚からは、申立人が A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 33 年 7 月 1 日に、それぞれの事業者が同社に買収された旨の陳述が得られ、申立人は申立期間当時、個人事業所であった B 社において厚生年金保険に加入していた可能性もあることから、社会保険庁の記録において、B 社及び類似の名称等による事業所検索を行ったものの、申立人が勤務していた B 社に該当するとみられる厚生年金保険の適用事業所を確認することはできない。

また、申立人が申立期間当時、B 社における同僚として名前を挙げた者につ

いても、申立人と同じく昭和 33 年 7 月 1 日に A 社において資格を取得しており、それ以前の厚生年金保険加入記録は確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿をみると、A 社において、昭和 33 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を新規取得している者 26 人の厚生年金保険の記号番号の払出日は、申立人と同じ同年 7 月 22 日付けの者が 11 名、同年 7 月 23 日付けの者が 10 名、同年 7 月 24 日付けの者が 5 名となっていることが確認できるほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみても、健康保険証の整理番号に欠番は見当たらず、これらの記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 25 日から 43 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 8 月に A 社を退職した後、新聞の求人広告に掲載されていた B 社に就職し、43 年 8 月まで勤務していた。

社会保険事務所において厚生年金保険の納付記録を確認したところ、在籍期間が 1 年未満である前職の A 社についての加入記録があるのに、約 1 年間勤務していた B 社での加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間当時、B 社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 43 年 12 月 2 日であり、申立期間は同社が適用事業所となっていない期間に当たる。

また、上記の同僚のうち一人は、「B 社が設立された日（昭和 42 年 8 月 25 日）の約 1 年から 2 年後に厚生年金保険に加入したが、その際に事業主から、やっと経営が軌道に乗ってきたので今月から厚生年金保険に加入する旨の説明を受けた。」と陳述しているほか、ほかの同僚も同趣旨の陳述をしていることなどから判断すると、B 社が適用事業所となる前に給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶は無く、また、B 社は昭和 54 年 12 月 3 日に解散し、事業主は既に亡くなっているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月1日から同年11月5日まで
② 昭和36年6月8日から同年9月1日まで
③ 昭和61年8月11日から同年10月1日まで

私は、昭和25年7月1日にA社に入社し、途中、事業所名がB社に変更になり、31年8月に同社が倒産したが、36年8月31日まで継続して勤務した。社会保険庁の記録では厚生年金保険が申立期間①及び②について未加入期間となっている。ただし、申立期間②については、B社を退職した後、C社に2か月から3か月間勤務し、そのころにD社に転職したかもしれないので、同社での加入記録が欠落している可能性もある。

また、申立期間③はE社に勤務していたが、社会保険庁の記録では資格取得日が昭和61年10月1日となっており、申立期間③が未加入期間となっている。

いずれの期間も勤務していたことに間違いはないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の同僚の陳述から、申立人は申立期間当時、同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和31年9月1日時点において109名の被保険者が確認できるが、申立人と同じ同年9月1日付けで資格を喪失している者が64名、同年9月12日付けで資格を喪失している者が4名、同年9月20日付けで資格を喪失している者が5名、同年10月15日付けで資格を喪失している者が36名みられ、同社は、この間にすべての従業員の被保険者資格を喪失させていたことが確認できる。

また、複数の同僚から、B社は昭和31年9月に倒産したが、同社はその後、取引先であったF社により事業が引き継がれたと回答していることなどから、

B社では当時、倒産に伴う人員整理等のため、社会保険庁の記録どおり、すべての従業員の厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失させ、上記F社に事業が引き継がれた後も継続して勤務していた申立人を含む12名の従業員については、同年11月4日以降に被保険者資格を再取得させたことがうかがわれる。

さらに、B社の経理担当であった同僚は、同社の昭和31年9月の倒産後は、事業を引き継いだ企業から給与が支払われるようになったが、倒産した直後である申立期間①については給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと陳述している。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和25年7月1日にA社に入社し、途中で事業所名がB社に変更となったが、31年9月に同社が倒産した後も36年8月31日まで継続して勤務したと申し立てしているところ、B社の現事業主は、当時の従業員から、時期は特定できないものの、申立人が以前に当社でF職をしていたと聞いたことがあると陳述していることから、申立人の申立期間②当時の在職を否定できない。

しかしながら、B社の現事業主は、当時の資料は廃棄されているため申立人の退職日及び勤務期間について確認できないと回答しており、申立期間②当時の事情は明らかとはならなかった。

一方、B社は、従業員として在籍している者の厚生年金保険被保険者資格を喪失させることは通常考え難いとしているほか、仮に、申立人主張の昭和36年8月31日に同社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した場合には、同年10月に行われた定時決定の対象者となるが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、同年8月1日時点に在籍していたほかの被保険者には同年10月の定時決定の記録が確認できることから、申立人には当該記録が見当たらないことから、申立人は社会保険庁の記録どおり、同年6月8日に資格を喪失したと考えられる。

また、当該被保険者名簿における申立人の備考欄には資格の喪失に伴い健康保険証を返納したことを示す「証返納済」の押印も確認でき、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失手続に不自然な点も見当たらない。

ところで、申立人は、B社を退職した後、C社に2か月から3か月間勤務し、そのころにD社に転職したとも陳述していることから、申立人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人は、B社に係る被保険者期間と重複するC社において昭和36年3月1日から同年4月25日まで厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間②はD社に在職していた可能性も考えられる。

そこで、申立期間②において、申立人がD社に在職していた可能性について調査したが、同社には資料が残っておらず、申立人の入社日について確認することはできないと回答している。

また、D社では、当時は入社後一定期間経過後に加入させており、厚生年金保険と雇用保険は一体として加入するよう取り扱っていたと陳述しているところ、申立人の同社での雇用保険の記録をみると、厚生年金保険の資格取得日と同一日の昭和36年9月1日に資格を取得されていることが確認できほか、申立人自身もD社に入社する際に、3か月間の試用期間がある旨の説明を受けたと陳述していることなどから、申立期間②は、仮に、D社に在職していたとしても、試用期間のため厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。

さらに、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は昭和61年8月11日にE社に入社したと申し立てているが、同社及び同僚からは申立人の入社日及び申立期間における勤務実態等を確認することはできなかった。

一方、当時の同僚からは、「E社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の陳述が得られた上、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日も、自身が入社したとする日の約半年後となっていることが確認できる。

これらのことから、E社ではすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれ、申立人についても社会保険庁の記録にあるとおり、入社約2か月後の昭和61年10月1日付けで資格取得手続きが行われたものと考えられる。

また、E社では、厚生年金保険と雇用保険は一体として加入させていたと回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の記録をみると、厚生年金保険の資格取得日と同一日の昭和61年10月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、E社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間③における被保険者記録は見当たらないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和15年4月から17年4月までについて、労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。また、申立人は、申立期間のうち、昭和22年6月から23年4月までの期間、25年1月から同年12月までの期間、36年4月15日から同年7月12日までの期間、42年5月22日から43年3月22日までの期間及び61年5月から62年1月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年4月から17年4月まで
② 昭和22年6月から23年4月まで
③ 昭和25年1月から同年12月まで
④ 昭和36年4月15日から同年7月12日まで
⑤ 昭和42年5月22日から43年3月22日まで
⑥ 昭和61年5月から62年1月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間①から⑥までのそれぞれの期間について、厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。厚生年金保険の被保険者で無いことに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所C支店に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和16年12月31日以前については、労働者年金保険法が施行される前の期間である。また、17年1月1日から同年5月31日までについては、同法の施行準備期間とされており、申立期間のうち、同年1月から同年4月までについては、制度上、労働者年金保険

の被保険者とはならない期間に当たる。

以上のことから、申立人が申立期間①において労働者年金保険の被保険者として取り扱われていたとは考え難い。

申立期間②について、申立人はD事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁の記録では、D事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、D事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無いことから、同事業所の役員等を確認することができず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、E市に類似名称の事業所が確認できたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は申立期間より約18年後の昭和40年12月であり、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人の記録は見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人はF事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁の記録において、F事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

一方、申立人は、F事業所は事業主を除くと4名で業務を行っていたと陳述していることから、申立期間当時、個人事業所であったとみられる同事業所が厚生年金保険強制適用事業所であった可能性は低いと考えられる。

また、F事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無いことから、同事業所の役員等を確認することができず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、社会保険庁の記録によると、G市内において類似名称の事業所が3か所確認できたため、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人の記録は見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらず、このほか、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、H事業所のI作業所に勤務していたと陳述しているところ、申立事業所と類似名称のJ事業所という名称の事業所（K社が経営、現在は、L社。）が適用事業所となっていることが確認で

きるところ、L社提出の人事記録によると、申立人は、昭和36年5月6日から同年6月5日まで臨時雇員として在職していたことが確認できた。

しかしながら、L社の事務担当者は「臨時雇員が厚生年金保険に加入していたか否かについては、申立期間当時の資料が無く不明であるものの、当時は臨時雇員については厚生年金保険に加入させていなかったことも考えられる。」と回答している。

また、L社提出の当時の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人は、採用された昭和36年5月6日付けでいったん資格取得の手続が行われたとみられるが、その時点から厚生年金保険番号は記入されていない上、その後、申立人の記録は二重線で抹消されているところ、当該届書には、社会保険事務所の同年6月13日付けの受付印も確認できることから判断すると、同社では申立人の社会保険の資格取得手続を行ったものの、社会保険事務所への提出時点においては、既に申立人は退職していたため、手続を行うことなく二重線で抹消されたものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人はM社に勤務したと陳述している。

しかしながら、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、M社に係る厚生年金保険被保険者名簿から所在の確認できた複数の同僚に事情照会を行ったが、申立人の勤務実態及び保険料控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

一方、申立人は、M社の正社員とは異なる雇用契約をしていたと陳述しており、業務内容からも正社員とは異なっているほか、同社は雇用保険設置事業所であるが、申立人の雇用保険の被保険者記録は無いことなどから判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者では無かった可能性も否定できない。

また、M社の当時の事業主及び役員は所在が確認できず、申立人の勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらず、このほか、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間⑥について、申立人は、N社に勤務していたと陳述しているところ、同社事務担当者は、「入社時の説明において、申立人は既に60歳を過ぎていたため厚生年金保険には加入しないアルバイトとして取扱う旨の説明を行い、資格取得の手続は行わなかった。」と陳述しており、申立人自

身もアルバイト扱いであると言われたことを記憶していると陳述している。

また、N社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間に資格を取得した者が3名確認できるものの、健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらず、このほか、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 48 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 1 月から 58 年 12 月 28 日まで A 社に B 業務従事者として勤務していたが、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、48 年 3 月 1 日から 58 年 12 月 28 日までの記録とされている。

入社後、すぐに厚生年金保険被保険者証を社長に提出したので、社会保険には加入されていたはずだと思っており、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間において、A 社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、当時の事業主の親族からは、「当時、C 職が寄り集まった事業所で、いずれも独立開業を前提として集まってきた人であり、数年で退社する人が多かった。採用当初は社会保険には加入させておらず、加入していない期間については、給料から社会保険料を控除することはしていない。」との回答があった。

また、当時の同僚からも「採用の約 1 年後に厚生年金保険に加入したが、その際には、事業主から今月より厚生年金保険に加入する旨の説明を受けた。」との陳述が得られた。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に健康保険証を受け取った時期等についても記憶が定かではなく、また、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月22日から51年1月5日まで
私は、昭和47年1月5日から平成6年5月30日まで、A社で継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所へ照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間を含め、昭和47年1月5日から平成6年5月30日まで、A社に継続して勤務していたものと推認される。

しかしながら、雇用保険の記録をみると、申立人の離職日（昭和47年6月21日）と厚生年金保険の資格の喪失日（昭和47年6月22日）は一致していることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時は歩合制契約であった。」と陳述しているほか、当時の同僚からも、「申立人は申立期間当時、歩合制契約の社員に変わり、厚生年金保険の被保険者では無かったと思う。」旨陳述が得られた。

また、A社の当時の経理担当者は、「歩合制契約の場合は厚生年金保険には加入させず、給与から保険料の控除もしない取扱いであった。」と陳述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は社会保険事務所に健康保険証を返却している記録が確認できるほか、申立期間当時の健康保険整理番号には欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 6 月ごろから 21 年 8 月ごろまで

私は、昭和 18 年 6 月ごろから 21 年 8 月ごろまで、A 国の B 島 D 市にあった E 社（現在は、F 社。）の工場で勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、同社で厚生年金保険等に参加した記録は無いとのことであった。60 年以上も前のことで、当時の資料は残っていないが、同僚はいずれも同社で勤務していた期間の厚生年金保険を受給しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における E 社での在職については、申立人提出の資料により推認できる。

しかしながら、申立期間当時、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用区域は「内地」である現在の日本国内に限られており、A 国などの「外地」については、制度上、原則として同法の適用は無いとの取扱いがされていた。

当時の外地で勤務する者の取扱いについては、従前の日本国内での使用関係を存続し、給与も同じ国内の事業所から支払を受けるという措置が講じられている場合においては、労働者年金保険法及び厚生年金保険法に定める適用区域外である外地に転勤した場合においても、引き続き被保険者として取り扱うことに支障はないという適用がされていた。

そこで、申立人の労働者年金保険及び厚生年金保険の加入に関する社内記録について、F 社に照会したが、当時の資料が保存されておらず、確認することができないとの回答であった。

なお、申立人が名前を挙げた当時の同僚 3 名について、E 社に係る労働者年金保険及び厚生年金保険の加入記録を調査したが、いずれも申立期間当時は労

働者年金保険又は厚生年金保険に加入していないことが確認できた。

これらのことから、申立人は、申立期間中は労働者年金保険法又は厚生年金保険法の適用区域外で在職していたことになり、外地に転勤する前から日本国内において被保険者であった者として引き続き被保険者資格を継続する取扱いの対象者には該当しなかったため、労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 21 日から 53 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 6 月 1 日から 53 年 12 月 1 日まで A 社で勤務し、その間に慰安旅行に 2 回参加した。年に一度の慰安旅行に 2 回行っていることから、申立期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社で勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社の慰安旅行は年 1 回行われていたと陳述しているほか、このうち 1 名の同僚は、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたと陳述していることから、申立人の同社での勤務は推定される。

しかしながら、A 社は、申立期間当時の勤務記録及び厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除の有無については不明としているほか、申立期間当時の事業主及び同社に勤務していた者からも、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとして具体的な陳述は得られず、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる事情を明らかとすることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は、健康保険証を返却している記録が確認できるほか、健康保険証の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

仮に、申立期間中も厚生年金保険被保険者として、保険料が控除されていた場合、申立期間中には 2 回の定時決定、その後資格喪失届も提出されていたと考えられるところ、これらいずれの機会においても事業所及び社会保険事務所

が申立人の記録漏れに気づかず、記録を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 8 日から 40 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 39 年 11 月から勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、会社が合併したこともあり、申立期間当時の厚生年金保険等に係る資料は保存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であるとしている。

また、当時の事業主は死亡し、総務担当者の所在は不明であり、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、申立人が覚えている同僚及び社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入し、連絡の取れた8人の同僚に照会したが、申立人を覚えている者はいないため、申立人の勤務実態を確認することはできない上、複数の同僚は、「申立期間当時、従業員の中には厚生年金保険に加入していない者もいた。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4657

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月から 35 年 8 月まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B支店に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

A社B支店には、昭和 30 年 7 月ごろから 35 年 8 月ごろまで勤務し、C業務に携わった。

厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店の社員として、D所においてC業務に従事し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、A社B支店は同社が保管する厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間及びその前後の期間においても申立人の名前は見当たらないとしており、この台帳に登載されていない者の厚生年金保険料を給与から控除することはないと回答している。

また、社会保険事務所に管理しているA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社B支店では、申立期間当時、D所においては、下請であるE職にF業務従事者の募集及び労務管理を任せており、F業務従事者については、厚生年金保険の加入対象としていなかったとしており、また、同社の従業員及びE職等も同様の陳述をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、B市にあったA事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、A事業所の事業主の名前を正確に記憶していない上、申立人が同僚であったとする者の連絡先も不明であることから、申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について明確な記憶が無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から 44 年 4 月ごろまで
② 昭和 47 年 5 月から 49 年まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、昭和 43 年 5 月から 44 年 4 月ごろまで勤務していた A 社及び 47 年 5 月から 49 年まで勤務していた B 社の加入記録が無いとの回答であった。

両社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が名前を挙げた A 社の同僚の陳述から、在職期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が A 社を退職したとする時期と近い時期に同社に入社し、申立人と同様の業務に従事した従業員は、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。このことから、当時同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

また、A 社の当時の事業主及び給与関係の担当者であった事業主の妻は既に死亡しており、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について明確な記憶が無く、このほか、申立てに係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、事業主の陳述から、申立人は申立期間当時、B 社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社の事業主によると、「申立期間当時、当事業所は厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与から保険料を控除することも無かった。」としている。

また、社会保険事務所の記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び申立期間②において、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から26年6月1日まで
私は、昭和22年6月1日から平成4年7月20日までA社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、定時制高校に通学していた昭和22年6月1日から26年6月1日までの厚生年金保険加入記録が無い。同社に採用後、すぐに健康保険証を受け取っていたことを記憶しており、厚生年金保険にも加入しているはずなので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和21年にA社に入社し、申立期間において厚生年金保険加入記録のある申立期間当時の従業員が、「申立人は昭和22年に中学校を卒業後、A社に入社してきた。」と陳述していることから、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことは推定できる。

しかし、申立人と同じ昭和26年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している9人の従業員のうちA社に24年5月に入社したとする従業員は、「申立人は、申立期間当時、定時制高校に通学しており、アルバイト的な勤務であったため、高校卒業後、私と同じ昭和26年6月に厚生年金保険に加入した。」と陳述している。また、その従業員は、「昭和26年6月当時、A社の参事と係長が、職員が増えたので厚生年金保険の加入手続をしなければならぬと話していたことを覚えている。」と陳述している。

さらに、申立人は昭和22年6月におけるA社の従業員数は約20人であったと陳述しているところ、同年6月時点の同社での厚生年金保険被保険者数は8人であることが確認できる。以上のことから、A社は、26年6月以前に入社した従業員の一部について入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、同年6月1日付けで申立人を含む10人を一括加入させたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月24日から同年4月1日まで

私は昭和30年3月24日にA社（現在は、B社。）に入社し、48年2月まで勤務していた。

退職時に会社からもらった退職所得の源泉徴収票には就職年月日が昭和30年3月24日と記載されているのに、社会保険の資格取得日が同年4月1日であることに納得できない。

申立期間について、勤務していたことに間違いはないので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間もA社で勤務していたことは、申立人が所持する退職所得の源泉徴収票及び昭和30年4月1日に入社した複数の同僚の証言から推定できる。

しかし、昭和30年4月1日に入社したとする同僚の一人は、「申立人は歩合給である契約社員であった。」と陳述しているところ、同一日に入社した別の同僚は、「当時、契約社員は社会保険の加入に関しては様子見の期間があり、入社日と同日に加入できなかった。」と陳述している。

また、B社は、「当時は必ずしも全員の厚生年金保険被保険者資格を入社日に取得していなかった。」としており、契約社員の資格の取得については、「昭和30年3月24日の入社であれば、契約社員は歩合制のため、保険料を控除できるほどの3月分の給与が発生しない。現金で保険料を別に徴収したこともなかったと思う。」と回答している。

さらに、A社に昭和40年代に人事担当者として勤務していた者は、「昭和30年代から40年代にかけては入社日以降、何日かして資格を取得することが

あった。また、契約社員については歩合制となっていたため、30年3月24日に入社しても社会保険の資格の取得が同年4月1日であることは不自然ではない。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 17 日から 35 年 2 月 15 日まで
② 昭和 35 年 2 月 15 日から 38 年 7 月 20 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 7 日から 39 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 7 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和 34 年 3 月から 42 年 1 月までの期間が脱退手当金を受給済みとの回答をもらった。

社会保険事務局に調査を依頼したところ、昭和 42 年 5 月 23 日に社会保険事務所にて 2 万 4, 163 円を受給済みとの結果が通知された。しかし、私は結婚のために同年 1 月初めに A 市に引っ越ししたため、B 市に帰省したり、郵送によるやり取りを数回交わした後で、社会保険事務所で受給したのであれば確実に記憶に残っているはずであるが、請求人自身が受給した記録も記憶も残っていない(同時期に A 市で受給した失業保険については明確な記憶がある。)

脱退手当金を受給する意思があったのであれば、A 市に引っ越してからではなく、退職直後である昭和 42 年 1 月ごろに請求を行っているはずであり、時期・地域ともに本人が受給したとするには不自然と思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証を見ると、「脱」の押印が確認できるところ、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたことから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和42年5月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 21 日まで
厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
当時は脱退手当金のことは知らず、請求も受け取りもしていない。是非調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間について自身で脱退手当金の請求手続きをした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の資格喪失日が記載されているページを含む前後 15 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した 15 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、「女性は家庭に入ると働くことはないので脱退手当金を受給した方がいい、脱退手当金を受給しても年金加入期間が足りないときはカラ期間として活かせる場合がある等と説明していた。」と同僚が証言しているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 12 月 17 日に支給決定されているほか、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算

定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から31年12月まで
② 昭和33年4月から34年4月11日まで
③ 昭和35年4月30日から36年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無く、また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②及び③の加入記録が無いとの回答をもらった。いずれの会社においても申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和31年12月までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同僚及び社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできなかった。

また、元従業員の1人は、「A社は、昭和30年ごろから経営不振となり、人員整理も行われていた。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人と同一日の昭和30年8月1日に、当時の被保険者総数の4分の1近くに上る35人が、被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A社は、昭和33年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主も既に死亡しているため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

申立期間②については、元従業員の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元従業員の2人は、B社では従業員全員に3か月間の試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかったと陳述しており、当該元従業員の厚生年金保険加入記録をみると、2人とも、同社における資格取得日は、それぞれ記憶している入社時期から約3か月後となっている。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険記号番号は、昭和34年5月14日から同年5月20日までの間に払い出されている。

申立期間③については、申立人は、昭和36年4月までB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、昭和35年7月14日にB社を退社したとする元従業員は、「私が退社したときには申立人は在籍していなかった。」と陳述しているほか、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできなかった。

また、B社は、事業主も所在不明であるため、同人から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から37年5月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社が経営していたB事業所で正社員として勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社が経営していたB事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和51年9月10日であり、申立期間は適用事業所になっていない。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時の事業主は死亡しており、会社も既に閉鎖したため、申立期間当時の資料は残っていない。」と陳述しており、元事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除は確認できない。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚は所在不明であり、同人から申立人のA社における勤務実態等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 22 日から 46 年ごろまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和 44 年 3 月 3 日から 46 年ごろまで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 46 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主及び事務担当者は連絡先が不明であるため、同社及び事業主等から、申立人の申立期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人が記憶していたA社での同僚を含め、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 5 人に照会を行ったが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の雇用保険の記録は、社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から同年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社で勤務していたことは、雇用保険の記録から判断して認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 54 年 5 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時は適用事業所ではない。

また、A社の元従業員は、「昭和 54 年ごろ、会社から健康保険と厚生年金保険の適用事業所では無くなるので、国民健康保険と国民年金に加入するよう言われた記憶がある。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和39年9月1日から46年9月20日までについては、申立人は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和56年12月1日から60年1月1日までについては、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月1日から46年9月20日まで
② 昭和56年12月1日から60年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、昭和38年に結婚し、夫の父が経営する個人事業所で夫と一緒に仕事をし、39年9月にA社として法人化すると同時に厚生年金保険に加入して被保険者になったのは間違いないので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社に継続して勤務した期間のうち、申立期間②については、給与が下がった記憶が無いのに、社会保険事務所の記録では標準報酬月額が下がっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の同僚であり、現在の事業主である申立人の夫の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主が経理事務を依頼していたとする会計事務所は、「申立てに係る事業所からは給与計算等の依頼を受けておらず、源泉徴収簿も無い。」と回答している。また、事業主が労務管理を依頼していたとする社会保険労務士

事務所は、「過去の資料は5年で廃棄する。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社は、社会保険事務所の記録では、昭和39年9月1日に新規適用事業所になっていることが確認できることから、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、新規適用時には申立人の夫を含む7人の被保険者が資格を取得しているが、申立人の名前は無く、申立人は46年9月20日に資格を取得しており、新規適用から申立人の資格を取得するまでの間の健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、A社の法人化に併せて昭和39年9月1日に資格を取得したとしているが、登記簿謄本及び社会保険事務所の記録によれば、同社が法人化されたのは42年1月6日であり、申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、事業主は、申立人について、標準報酬月額を引き下げた記憶は無いと陳述している。

しかし、社会保険庁の記録をみると、A社では、昭和54年から56年にかけて、申立人以外にも4人の従業員（うち3人は事業主の親族。）の標準報酬月額が6か月から3年の間、引き下げられていることが確認できる。

また、当該従業員のうち2人は、「申立期間において、勤務形態の変化により給与が変化した。」旨陳述している。

このほか、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する保険料を事業主から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年7月20日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事業所（現在は、B事業所。）で勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間に同事業所で勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和39年9月10日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B事業所は、保管する人事記録に申立人の氏名は見当たらないとしており、そのほかに、同事業所が保管する申立期間当時の資料は無く、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

さらに、C共済組合は、「昭和36年3月31日以前に退職し、通算して共済組合に加入した期間が20年(240月)に満たない者の記録は保管していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 62 年 1 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、前職を昭和 60 年 12 月で退職した翌月に入社したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社において、申立人と同様の時期に厚生年金保険被保険者記録が有る元従業員 6 人の厚生年金保険及び雇用保険の加入記録を確認したところ、2 人については厚生年金保険の加入後、2 か月から 1 年 3 か月後に雇用保険の加入手続が行われており、1 人については雇用保険の加入記録が無いことが確認でき、同社では、厚生年金保険及び雇用保険の加入手続が必ずしも同時期に行われていなかったことがうかがえる。なお、元事業主は、雇用保険と厚生年金保険の取得日に相違がある元従業員がいることについて、「理由は不明である」と回答している。

また、A社は、平成 5 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主は、「会社の人事記録等の資料を保管しておらず、また、申立人を記憶していないため、申立人の厚生年金保険加入手続及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」と陳述していることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、仮に、事業主から申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に申立人に係る報酬月額算定基礎届を提出す

る機会があったこととなるが、社会保険事務所が当該届を記録しないとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 15 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、前職を昭和 35 年 2 月に退職後すぐに入社したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が作成し保管する「社員台帳」には、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同じ昭和 35 年 5 月 1 日に同社に入社したことが記載されている。また、同社の事務担当者は、「申立人の入社年月日は社員台帳のとおり昭和 35 年 5 月 1 日だと思う。」と陳述している。

さらに、A社が保管する申立人に係る「健康保険被保険者異動届」には、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和 35 年 5 月 1 日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月13日から31年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社で確かに勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る従業員11人に、申立人の申立期間における勤務状況を照会したが、申立人が申立期間において同社で勤務していたことを確認することができなかった。

また、A社の元従業員の一人は、「私は、昭和30年6月29日に解雇されたが、その時には申立人は既に退職していた。」と陳述しているほか、申立人が昭和31年3月31日に退職した時の社会保険事務担当者であるとする者について、申立期間当時の経理事務担当者二人は、「当該事務担当者は、その前年の昭和30年4月ごろに退職した。」と陳述している。

さらに、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、また、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月28日から29年8月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人が申立期間において、A社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前は適用事業所ではない。

また、申立人がA社を退職した後の昭和29年12月ごろから約3年間、同社に勤務したとする申立人の妹も、同社において厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

さらに、複数の同僚等は、自身が記憶している入社時期の約1年6か月から4年後に厚生年金保険被保険者資格を取得しているほか、このうちの一人は、「入社後1年以上経っても厚生年金保険に加入させてもらえなかったため、事業主に申し入れて加入させてもらった。」と陳述している。

加えて、A社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月から27年5月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和26年5月に入社し、B業務従事者として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が、記憶している同僚7人は、いずれも死亡又は所在不明である上、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明した6人に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができなかった。

また、前述の元従業員のうち、聴取することができた4人中3人は、自身が記憶している入社時期の約5か月から1年4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、A社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和27年10月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主等役員の所在も不明であることから、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 20 日から同年 9 月 15 日まで
② 昭和 39 年 8 月 20 日から同年 11 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた申立期間①の加入記録及びC社に勤務していた期間のうち、申立期間②の加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間①及び②について、両事業所でそれぞれ勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社がB社として厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年10月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、B社は、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、B社の現事業主は、「同社は、平成元年に個人事業所から法人に変更しており、2年までは適用事業所では無かった。また、私は、昭和37年ごろに同社に従業員として入社したが、適用事業所になるまでは国民年金に加入していた。」と陳述しているところ、社会保険事務所の同人に係る国民年金保険料納付記録をみると、昭和37年10月から平成2年9月まで保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社において申立期間に被保険者記録がある元従業員3人に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできなかった。

また、申立期間当時の複数の元従業員は、申立期間当時、C社では、1か月から3か月程度は厚生年金保険には加入していなかったと陳述している。

さらに、雇用保険の記録では、申立人は、昭和39年11月4日に被保険者資格を取得しており、社会保険事務所の記録と一致する。

加えて、C社は、昭和60年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、元事業主は当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 8 日から 39 年 8 月 1 日まで

私は、A事業所に勤めていたころの元上司に強く請われて、それまで勤めていた会社を辞めて、昭和 38 年 9 月 8 日から 40 年 9 月 1 日まで、B事業所に勤務していた。給料は手取りで 3 万 4,000 円の約束で入社したが、社会保険に入っていないとは知らなかった。38 年 9 月 8 日から 39 年 8 月 1 日までの 11 か月の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 39 年 4 月に入社した同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、当該事業所が厚生年金保険の任意適用事業所となったのは昭和 39 年 4 月 18 日であり、申立期間のうち、それ以前の期間は適用事業所となっていない。

また、上記名簿によると、当該事業所は任意適用事業所となった昭和 39 年 4 月 18 日に 4 人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人の資格取得日は同年 8 月 1 日となっており、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、さらに、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。なお、申立人は、「給料は手取りで 3 万 4,000 円の約束で入社した。」としているところ、同名簿によると、申立人の標準報酬月額がほかの男性同僚より相当程度高額であることが確認でき、新規適用当時において雇用形態が異なる者については、厚生年金保険の加入について異なる取扱いが行われたことがうかがわれる。

加えて、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているほか、同僚調査におい

ても申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての確認はできなかった。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、当委員会において、申立人から直接意見の陳述を受けたところ、「給与明細書は見たことが無く、厚生年金保険料を控除されたかどうか覚えていない。」としているなど、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年から31年まで

私は、昭和30年から約2年間、A社（現在は、B社。）でC職をしていたが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚が確認できること、及び当該同僚が申立人を記憶していると陳述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和31年3月1日であり、申立期間のうち、30年から31年2月29日までは適用事業所となっていない。

また、上記名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、同僚は、「昭和28年の入社時は、A社は社会保険に加入していなかった。31年に社会保険に加入して健康保険被保険者証をもらい、給料から社会保険料が控除されたのを覚えている。」と陳述しており、適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがわれる。

加えて、当該事業所は、申立期間当時の関連資料等は保存しておらず、申立人の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかったほか、同僚調査においても当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となつてからの申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年11月10日から19年10月1日まで

私は、A社（昭和19年、買収により名称をB社に変更。）で昭和18年4月1日から20年9月30日まで勤務し、C課でE業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、昭和19年9月以前の労働者年金保険の適用範囲は男子筋肉労働者に限定されていたとのことだが、私は就職時にD課に頼まれてF職として登録し、実際の仕事はC課で仕事していた。申立期間も同じ仕事をしており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で昭和18年4月1日から20年9月30日まで勤務し、C課でE業務に従事していた。」と申し立てているところ、社会保険事務所の記録において、昭和18年4月1日から同年11月10日まではA社において労働者年金保険法の被保険者資格を、19年10月1日から20年9月30日までは名称変更後のB社において厚生年金保険法の被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、申立期間は、昭和19年10月の厚生年金保険法が施行される前の期間に当たり、当時の労働者年金保険法においては、工場や炭鉱で働く男子筋肉労働者のみが被保険者とされていたところ、申立人は、「申立期間当時、C課でE業務に従事していた。」としていることから、労働者年金保険法の被保険者として取り扱われなかったものと考えられる。

なお、申立人が昭和18年4月1日から同年11月10日まではA社において

労働者年金保険法の被保険者資格を有している理由については、申立人は、「就職時にD課に頼まれてF職として登録した。」と陳述していることから、同事業所において、採用当初の期間については男子筋肉労働者として取り扱われていたものと考えられる。

また、申立人が申立期間に一緒にE業務に従事していたとして名前を挙げた同僚のうち、社会保険事務所において被保険者記録が確認できた複数の者には、いずれも上記名簿の備考欄に事務系労働者であることを表す「甲」の表示が記録されている上、これらの者の被保険者資格の取得日は、申立人と同様に厚生年金保険法が施行された昭和19年10月1日となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 9 月 30 日まで
② 昭和 29 年 10 月 15 日から 30 年 11 月 15 日まで
③ 昭和 36 年 2 月 20 日から 39 年 4 月 30 日まで

私は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてB社に、申立期間③においてC社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、これらの期間について加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれの期間に社員として勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 32 年 1 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

また、複数の同僚は、「厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、新規適用日の昭和 32 年 1 月 1 日であった。」と陳述している。

さらに、当該事業所は既に適用事業所で無くなっている上、当該期間における事業主は既に亡くなっており、厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

申立期間②について、社会保険庁の記録において、申立人が勤務していたとしているB社は、適用事業所としての記録は無い。

また、管轄法務局にB社に係る商業登記簿の記録は無く、事業主は所在不明のため、厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人は申立期間②を含む昭和 29 年

10月1日から30年12月1日までは別事業所（D社）において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

申立期間③について、社会保険庁の記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和39年5月1日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

また、複数の同僚は、「厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、新規適用日の昭和39年5月1日であった。」と陳述している。

さらに、当該事業所は既に適用事業所で無くなっている上、当該期間の事業主も所在不明で、厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 11 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで A 市にある B 社で C 業務をしていた。勤務していた間の給料は 40 万円から 50 万円ぐらいあったのに、社会保険庁の記録では 54 年 11 月 1 日から 58 年 8 月 1 日までの標準報酬月額の記録が 11 万 8,000 円から 16 万円とされているので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社に勤務した昭和 54 年 11 月 1 日から 58 年 8 月 1 日までの標準報酬月額（11 万 8,000 円から 16 万円。）が、当時に受け取っていた報酬額（40 万円から 50 万円。）より低額であると申し立てている。

しかし、社会保険事務所が保管する B 社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、申立期間当時、申立人と同じ職種であった 4 人の同僚の標準報酬月額は、いずれも申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、B 社の事業主からは、「申立期間当時の資料は残っていないことから、申立人の給与額及び標準報酬月額の算出方法等は覚えていないものの、保険料控除については、届出した標準報酬月額に基づく保険料しか控除しておらず、それ以上の控除はしていない。」としている。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、同僚からもそれをうかがわせる陳述等は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 11 日から 39 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社では1年未満勤務し、E業務等に従事していた。B社では1年以上勤務し、F業務に従事していた。C事業所では1年未満勤務し、G事業等に従事していた。D店では、H業務等に従事していた。いつからいつまで勤務したか詳しくは覚えていないが、勤務した会社の順番はA社、B社及びC事業所、D店の順だったと思う。昭和31年8月2日から32年4月11日までの厚生年金保険の被保険者として記録がありながら、その後、約8年間に被保険者としての記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において最初にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A社の複数の同僚の姓は記憶していたものの、その連絡先は不明であるため、これらの者から、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人のA社における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立人は、申立期間において2番目にB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするB社は、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、B社における同僚等の名前を記憶しておらず、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人のB社における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立人は、申立期間において3番目にC事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするC事業所は、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、C事業所の事業主の名前を記憶していたものの、その連絡先は不明であるため、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立人は、申立期間において4番目にD店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

社会保険庁の記録により、同一事業所名で被保険者資格を有し申立てに係る事業所にも勤務したことがある同僚の陳述から判断すると、申立人がD店に勤務していたことが推認できるものの、当該同僚は、同事業所は厚生年金保険の適用事業所では無かったとも陳述している。また、申立人が名前を記憶していた同僚も、その連絡先は不明であるため、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間当時勤務していたとするD店は、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同店の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

加えて、申立人のD店における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年ごろから 50 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 9 月 20 日から 51 年ごろまで

私は、昭和 49 年ごろに A 社に正社員として入社し、51 年ごろまで約 2 年間勤務し、B 業務に従事していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入期間が 50 年 7 月 1 日から同年 9 月 20 日までの 2 か月とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管する A 社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点はうかがえない。

さらに、複数の同僚は「入社後しばらくしてから厚生年金保険に加入した。」と陳述していることから、A 社では必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた訳ではないことがうかがわれる。

申立期間②について、上記名簿の申立人の欄には、昭和 50 年 9 月 20 日の資格の喪失に伴い健康保険被保険者証を返納したことを示す「返」の記録が確認できる上、同名簿の記載内容にも不自然な点はうかがえない。

申立期間①及び②について、A 社の事業主は、「当時の記憶は定かでなく、資料も残っていないが、社会保険に加入していない者から社会保険料を控除するようなことはしていない。」と陳述している。

また、上記名簿において、申立期間に被保険者記録がある従業員 16 人全員に照会したものの、回答を得られた 6 人からは申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名(旧姓を含む。)の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 11 月 1 日に、A社から同じ事務所内にあるB社に異動となったが、両社での仕事の内容及び収入に変化はなかった。

しかし、社会保険庁の記録では、B社での標準報酬月額が15万円とされており、A社での標準報酬月額の30万円から半減しているので、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の実際の給与額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額とが相違していると申し立てしているところ、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立期間の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、B社は商業登記簿上では現存しているものの、事業主等との連絡が取れない上、A社も既に倒産しているため、申立人の申立期間当時の給与額及び保険料控除額に関する陳述が得られない。

さらに、A社及びB社の同僚からも、申立人の申立期間当時の給与額及び保険料控除額に関する陳述は得られなかった。

加えて、管轄社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額及び訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月ごろから 36 年 12 月まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 5 日から 45 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 30 年 11 月ごろから 36 年 12 月まで A 事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録では、同事業所での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間とされている（申立期間①）。

また、私は、昭和 37 年 4 月 1 日から 42 年 11 月 6 日まで B 社（現在は、C 社。）に勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が 41 年 6 月 1 日とされている（申立期間②）。

さらに、昭和 42 年 11 月から 45 年 6 月までの間に、勤務期間は不明だが、D 社に勤務し、E 所で F 業務に従事していたが、社会保険庁の記録では、同社での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間とされている（申立期間③）。

申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立人が所持する G 業務講習受講修了証及び業界誌の記事から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推定できる。

しかし、A 事業所は、社会保険庁に厚生年金保険適用事業所としての記録は無い上、類似する名称による事業所検索を行ったものの、該当する適用事業所の記録は見当たらない。

また、申立人が記憶する A 事業所の事業主及び同僚は所在不明であるため、同事業所での厚生年金保険の適用及び申立人の申立期間に係る厚生年金保険

料の控除に関する陳述が得られない。

申立期間②について、雇用保険加入記録から、申立人が申立期間②にB社に在籍していたことは確認できる。

しかし、B社は、昭和38年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間のうち、同日以前の期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、「H業者の紹介でI職としてB社に入社した。」と陳述しているところ、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、I職のようなL業務従事者は、社会保険に加入できなかったと思う。L業務従事者以外の一般社員は、L業務従事者よりも給与が低く、福利厚生として社会保険に加入できた。私は、I職補助として入社したが、B社での厚生年金保険被保険者資格を取得した時点では、I職以外の職種に従事していた。」旨陳述している。さらに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者を含む同社での申立期間当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚も、「厚生年金保険被保険者資格を取得した時点では、I職以外の職種に従事していた。」「私は、B社にI職以外の職種で入社した。」旨陳述している。

加えて、管轄社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社での申立人の被保険者資格取得日と同一日の昭和41年6月1日に115人が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当時の事情を聴取できた5人は、「昭和41年6月1日以前からI職又はI職補助としてB社に勤務していた。」旨回答しており、うち1人は、「私は、J職として勤務しており、昭和41年6月1日に厚生年金保険に加入するまで保険料は控除されていなかった。給与の手取額が減ったので、よく覚えている。」と陳述している。

これらのことから、B社では、同社でK業務に勤務していた従業員について、昭和41年6月1日から厚生年金保険に加入させる取扱いとしたものと考えられる。

また、B社は、「申立期間当時の資料は廃棄済みのため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している上、同社での当時の経理担当者となる同僚は、所在不明であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の取得日までの健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、D社での仕事内容等を明確に記憶しており、申立人が同社に在籍していたことは推定できるものの、申立人提出の履

歴書の職歴欄には、同社の記載は無く、申立期間のうち、昭和43年1月から同社とは別の事業所に勤務していたと記載されている上、申立人は、「D社では、半年間以上は勤務していないと思う。明確な勤務期間は思い出せない。」と陳述しており、同社での勤務時期及び期間に関する申立人の記憶は曖昧である。

また、D社は、「申立期間当時の人事記録は残っておらず、申立人の在籍及び勤務実態は不明であるが、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出書類を保存しており、昭和40年ごろから47年ごろまでの期間の届出書類を調査したところ、申立人の被保険者資格の取得手続を行った形跡は無い。」旨回答している。

さらに、管轄社会保険事務所が保管するD社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 1 日まで
② 昭和 29 年 7 月 31 日から 30 年 11 月 1 日まで

私は、中学を卒業した翌月の昭和 28 年 4 月から 30 年 10 月末まで A 社に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者期間が昭和 29 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までの 2 か月しかないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①及び②当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、同社での申立人の申立期間①及び②における在籍に関する陳述を得ることはできなかった。

また、A 社は、昭和 52 年 6 月 30 日に適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主の所在は不明である上、同社での申立期間当時の事務担当者も既に死亡しているため、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

さらに、申立人が、申立期間①当時において、自身と一緒に A 社に住み込みで勤務していたと陳述している先輩同僚 3 人の同社での厚生年金保険被保険資格の取得日は、申立人の資格取得日と同一日であり、同社では、入社から一定期間経過後に従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていたことがうかがえる。

加えて、管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①の健康保険の整理番号に欠番は見当たらず、連続して付番

されていることが確認できるとともに、申立期間②における申立人に係る標準報酬月額の時決定の記録は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月20日から24年8月1日まで
② 昭和25年5月31日から26年5月31日まで
③ 昭和26年5月31日から27年5月1日まで
④ 昭和27年7月1日から28年1月10日まで
⑤ 昭和28年9月25日から31年5月30日まで
⑥ 昭和34年7月1日から36年9月23日まで

社会保険庁の記録では、A社（申立期間①）、B社（申立期間②）、C事業所（申立期間③）、D事業所（現在は、E社。）（申立期間④）、F社（申立期間⑤）及びG事業所（申立期間⑥）で勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立当時、税金と厚生年金保険料は必ず一緒に給与から控除されていたので、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚2人の被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推定できる。

そこで、A社の社会保険の適用状況をみると、同社は、昭和23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となった後、24年3月1日に適用事業所では無くなっていることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間①のうち、22年5月20日から23年4月1日までの期間及び24年3月1日から同年8月1日までの期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、A社の申立期間①当時の従業員数は12人から13人程度であったと陳述しているところ、同社での被保険者数は7人程度で推移していることが同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立期間

①当時の同社では、すべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、A社の事業主及び同僚は既に死亡又は所在不明であるため、申立人の厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができなかった。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見当たらないことから、同社での申立人の記録が失われたとは考え難い。

申立期間②について、申立人が記憶する当時の事業主の氏名がB社の商業登記簿で確認できるとともに、申立人は、当時の事業所所在地及び事業主の自宅住所を明確に記憶していること、及び申立人提出の当時の写真から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推定できる。

そこで、B社の社会保険の適用状況を見ると、同社は、昭和 27 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、B社は、「申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している上、同社の当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

申立期間③について、申立人は、「C事業所の当時の事業主は、H職であった。」と陳述しているところ、管轄社会保険事務所が保管するC事業所の厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚も同様の陳述をしていること、及び申立人提出の当時の写真から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推定できる。

しかし、C事業所の社会保険の適用状況を見ると、同事業所は、昭和 28 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において、同事業所は適用事業所とはなっていない。

また、C事業所が適用事業所となった昭和 28 年 9 月 1 日より前から同事業所に勤務していた同僚 2 人は、「C事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間の給料から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、C事業所は、昭和 46 年 8 月 11 日に適用事業所では無くなっており、当時の事業主は所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

なお、C事業所が経営していたI事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当たらなかった。

申立期間④について、E社の事業主は、「当社は、昭和 44 年 2 月 10 日に法人化する前には、D事業所という名称で申立人が陳述している住所地で事業を行っていた。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人がD事業所に勤務していたことは推定できる。

そこで、D事業所の社会保険の適用状況を見ると、同事業所は、法人化によりE社となった後の昭和 44 年 3 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間④において、同事業所は適用事業所とはなっていない。

また、D事業所の当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

申立期間⑤について、申立人が記憶する当時の事業主の国籍及び自宅住所地在り、管轄社会保険事務所が保管するF社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる同僚の陳述と符合することから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推定できる。

しかし、F社は、昭和40年1月30日に適用事業所では無くなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

また、申立人は、F社での同僚を記憶していなかったため、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚を抽出して照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることはできなかった。

さらに、F社の事業主の親族である同僚は、「私は、当時、J業務を担当していたので、正社員であれば覚えているが、申立人のことは記憶していない。当時、日雇いの社員がいたので、申立人は日雇いの社員だった可能性がある。正社員は厚生年金保険に加入させていたが、日雇いの社員は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述している。

加えて、F社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間⑤当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見当たらないことから、同社での申立人の記録が失われたとは考え難い。

申立期間⑥について、申立人は、G事業所の事業主のK職として同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、G事業所は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の記録も無い。

また、G事業所の事業主及び同僚の所在が不明であり、申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

なお、申立人は、「G事業所の当時の従業員数は、事業主の親族3人を除くと自身を含めて2人であった。」と陳述しており、当時、同居の親族を除く従業員が5人未満のL業種事業所は厚生年金保険の非適用事業所であったため、同事業所は厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 10 日から 45 年 5 月 19 日まで
② 昭和 45 年 6 月 21 日から 46 年 3 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続をしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和46年6月25日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、管轄社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる上、A社及びB社における申立人の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、両社での被保険者期間を支給対象期間とした脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、B社での厚生年金保険被保険者期間である申立期間②について、C市で勤務した記憶は無いとしているところ、B社の現社長は、「昭和45年ごろにD支局を開設したが、労務管理はB社で行っていたことから、申

立人は、D支局で勤務していたと考えられる。」旨陳述している上、同社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の記録及び管轄社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録が一致しており、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月28日から28年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、昭和27年2月22日に同社B事業所に臨時職員として雇用され、申立期間中も継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社が保管する申立期間当時の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の同社における被保険者資格の取得日が昭和28年4月1日であることが確認でき、社会保険庁の記録と一致する。

また、A社は、「臨時職員は有期雇用契約であり、労働条件により、社会保険に加入する場合と加入しない場合とがある。申立人は、昭和27年2月に社会保険に加入しない労働条件で臨時職員に雇い入れたが、28年4月1日に社会保険に加入する労働条件で、再度、雇い入れたものと思われる。」と回答している。

さらに、社会保険庁の記録では、A社B事業所に申立人と同時に入社し、申立期間中、申立人と同じC課で継続して勤務していたと陳述している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同一日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月ごろから 29 年 4 月ごろまで

社会保険事務所に船員保険の加入状況について照会したところ、A社のB船に乗船していた期間の昭和28年4月ごろから29年4月ごろまでの記録が無い旨の回答をもらった。船員保険に加入していたはずなので、申立期間を船員保険の被保険者加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員保険手帳を保有していないが、申立期間にA社所有のB船に乗船していたとする複数の同僚の証言により、期間を特定できないものの、申立人が同船に乗船して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「昭和 27 年 3 月に学校を卒業後、C市のD店等で夏の間アルバイトをしており、同年9月ごろからA社のB船に乗船した。下船後、同じD店で勤務を繰り返していた。」と陳述しており、さらに、上記の同僚1名は、「申立人は、B船に8か月ぐらい乗船していた。」と陳述していることから、申立人のB船における乗船期間は、船員保険の加入記録がある昭和28年3月以前の27年9月ごろから28年3月ごろであったと推認できる。

これについて、A社に係る船員保険被保険者名簿で船員保険に加入していることが確認できる上記の同僚1名は、「船員保険の加入については試用期間があった。会社は、船員保険の加入時期を船長に一任しており、私の場合も乗船してから約1年6か月後に加入した。」と陳述していることから、同社では、申立人を含め、乗船から一定期間経過後に船員保険の加入手続を行って

いたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所のA社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の欄には、健康保険証の返証された時期を示す「28.4.16」との記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和48年1月にB職として就職し、61年5月まで勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時、勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社は平成9年6月に解散し、元事業主は、「当時の資料は残されておらず、申立人に関する記録も無い。」と回答している。さらに、申立人は、同社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和45年10月4日から平成3年8月19日まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から 34 年 1 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社に昭和 33 年 5 月に入社したとしているが、入社時に既に同社に勤務していたとする先輩同僚の同社における厚生年金保険加入記録をみると、34 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得しており、申立人が入社したとする日より遅れて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から昭和 35 年 5 月 10 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、同社に 34 年 6 月に入社したとしており、11 か月遅れて被保険者資格を取得している。

以上のことから、A社は、申立期間当時、従業員を一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。